

特定個人情報保護評価書(全項目評価書)

| 評価書番号 | 評価書名 |
|-------|-------------------------|
| 1 | 鹿児島市 個人住民税に関する事務 全項目評価書 |

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

鹿児島市は、個人住民税事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

—

評価実施機関名

鹿児島市長

個人情報保護委員会 承認日【行政機関等のみ】

公表日

項目一覧

| |
|---------------------------------|
| I 基本情報 |
| (別添1) 事務の内容 |
| II 特定個人情報ファイルの概要 |
| (別添2) 特定個人情報ファイル記録項目 |
| III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 |
| IV その他のリスク対策 |
| V 開示請求、問合せ |
| VI 評価実施手続 |
| (別添3) 変更箇所 |

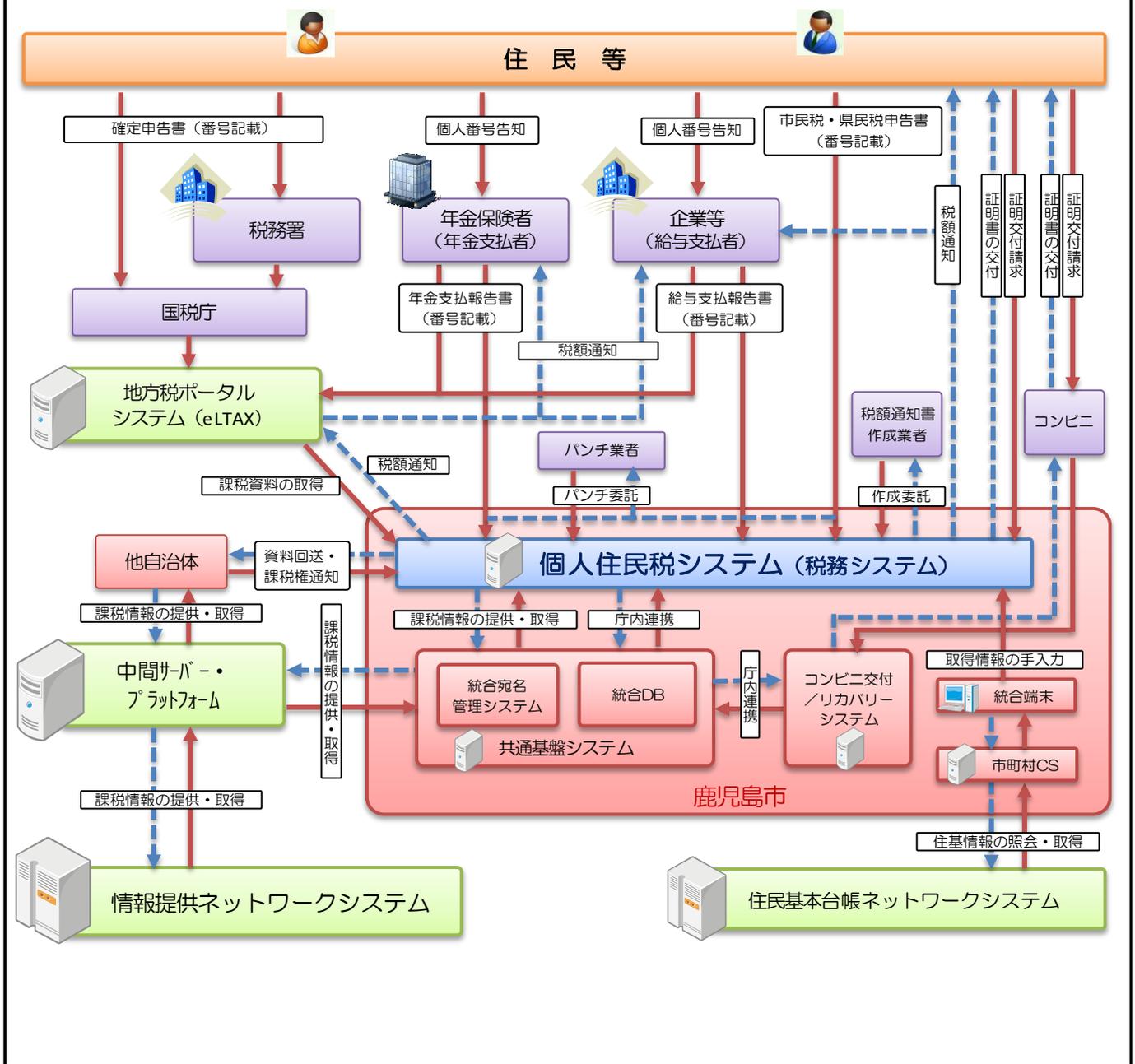
I 基本情報

| 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 | | | | | | | |
|----------------------|--|-------------|------------------|----------------|-----------------|-----------|--|
| ①事務の名称 | 個人住民税に関する事務 | | | | | | |
| ②事務の内容 ※ | <p>個人住民税に関する事務は、以下の業務を行う。(別添1を参照)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 申告受付 前年の所得情報等の基となる課税資料(給与支払報告書、公的年金等支払報告書、市民税・県民税申告書、確定申告書、その他資料)を受付(受領)し、特定の個人と資料の結びつけを行う。 2. 資料の調査収集 個人住民税の算定基礎となる所得情報等が不足している場合は、住民等や給与・年金等の支払者等へ電話などによる調査の他、税務署へ提出された添付資料などを調査収集する。 3. 課税計算 集約された所得情報等により各個人の課税を計算し、それぞれの徴収区分(給与特別徴収、年金特別徴収、普通徴収)に応じた期割を行う。 4. 税額通知 課税計算により導かれた個人住民税額を決定し、給与特別徴収がある場合は、事業所を通じて税額通知を行い、年金特別徴収、普通徴収がある場合は直接個人へ税額通知を行う。 5. その他 (1)未申告調査 課税資料がなく税額決定されていない個人(扶養されている者、高齢者、未成年を除く)を未申告者として取扱い、申告の催告や実態調査等を行う。 (2)扶養親族調査 税の不正還付等を防止・是正するため、市町村間で扶養親族の所得内容や扶養重複などについて調査・照会を行い、必要に応じて税額更正を実施する。 6. 証明発行 住民等の請求に対し、個人住民税の課税額及び当該課税額の算出のために必要となった所得等を記載した証明書を発行する。 | | | | | | |
| ③対象人数 | <p>[30万人以上]</p> <p style="text-align: right;"><選択肢></p> <table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 50%;">1) 1,000人未満</td> <td style="width: 50%;">2) 1,000人以上1万人未満</td> </tr> <tr> <td>3) 1万人以上10万人未満</td> <td>4) 10万人以上30万人未満</td> </tr> <tr> <td>5) 30万人以上</td> <td></td> </tr> </table> | 1) 1,000人未満 | 2) 1,000人以上1万人未満 | 3) 1万人以上10万人未満 | 4) 10万人以上30万人未満 | 5) 30万人以上 | |
| 1) 1,000人未満 | 2) 1,000人以上1万人未満 | | | | | | |
| 3) 1万人以上10万人未満 | 4) 10万人以上30万人未満 | | | | | | |
| 5) 30万人以上 | | | | | | | |

| システム3 | |
|-------------|--|
| ①システムの名称 | 共通基盤システム(団体内統合宛名システム等) |
| ②システムの機能 | <p>1. 団体内統合宛名管理機能 団体内統合宛名番号の付番を行い、団体内統合宛名番号と各システムの宛名番号とを紐付けて管理する。また、氏名・住所などの基本4情報を団体内統合宛名番号に紐付けて管理する。その他、中間サーバーとのオンラインデータ連携、オフラインデータ連携の媒体作成を行う。</p> <p>2. システム連携基盤 公開用データベースを介した各システム間との必要範囲データの受け渡し、及びデータ転送を行う。また、金融機関、住所情報等の共通データ管理のほか、文字コード変換や外字作成といった文字管理などを行う。</p> <p>3. 統合運用基盤 監視対象となる共通基盤や各システムのネットワークやサーバ本体、ストレージ等のシステム監視、リソース管理を行うほか、各システムのジョブの実行結果の管理などを行う。</p> <p>4. セキュリティ基盤 利用者のIDやパスワードの管理・認証を行う認証機能により、シングルサインオン機能及びアカウントの一元管理を行う。その他、認証ログやアクセスログ管理、パターンファイル配信、バッチ管理などを行う。</p> <p>5. インフラ基盤 複数のシステムで利用する共用ストレージを管理し、ストレージ内のデータのバックアップを行うほか、必要に応じて復元を行う。その他、各システムで作成された印刷イメージデータをもとに印刷などを行う。</p> |
| ③他のシステムとの接続 | <p>[] 情報提供ネットワークシステム [] 庁内連携システム</p> <p>[] 住民基本台帳ネットワークシステム [○] 既存住民基本台帳システム</p> <p>[] 宛名システム等 [○] 税務システム</p> <p>[○] その他 (コンビニ交付/リカバリーシステム、国民健康保険システム、滞納整理支援システム、保健・福祉系システム、福祉総合情報システム、介護保険システム、後期高齢者医療システム、就学援助システム、市営住宅管理システム、中間サーバー、印鑑登録システム、選挙システム、畜犬管理システム)</p> |

| | |
|-----------------------------------|--|
| 3. 特定個人情報ファイル名 | |
| 個人住民税課税ファイル | |
| 4. 特定個人情報ファイルを取り扱う理由 | |
| ①事務実施上の必要性 | <p>1. 収集した課税資料と特定の個人との紐付けを管理するため。</p> <p>2. 障害者の資格・等級に関する情報を把握し、公正・公平に所得控除額を算定するため。</p> <p>3. 生活保護の資格・種類に関する情報を把握し、個人住民税の非課税判定をするため。</p> <p>4. 年金特徴対象者等に関する情報を把握し、年金特徴対象者の判定や年金特徴の天引き判定をするため。</p> <p>5. 個人住民税の課税計算に必要な所得や控除の情報を把握するため。</p> |
| ②実現が期待されるメリット | <p>・公正・公平な税負担が図られる。</p> <p>・各種証明書の写し等にかえて本人確認情報を利用することにより、これまでに窓口で提出が求められていた行政機関等が発行する添付書類(住民票の写し、所得証明書等)の省略が図られ、もって住民等の負担軽減(各機関を訪問し、証明書等を入手する金銭的、時間的コストの節約)につながるが見込まれる。</p> <p>・個人番号カードによる本人確認、個人番号の真正性確認が可能となり、行政事務の効率化に資することが期待される。</p> |
| 5. 個人番号の利用 ※ | |
| 法令上の根拠 | <p>・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号)(以下、「番号法」という。)第9条第1項(利用範囲)別表第1の16項</p> <p>・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第1の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年9月10日内閣府・総務省令第5号)第16条</p> |
| 6. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ※ | |
| ①実施の有無 | <p>[実施する]</p> <p style="text-align: right;"><選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</p> |
| ②法令上の根拠 | <p>(情報提供の根拠)</p> <p>・番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第2(別表第2における情報提供の根拠):第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「地方税関係情報」が含まれる項(1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、20、23、26、27、28、29、31、34、35、37、38、39、40、42、48、53、54、57、58、59、61、62、63、64、65、66、67、70、71、74、80、84、85の2、87、91、92、94、97、101、102、103、106、107、108、113、114、115、116、117、120項)</p> <p>(別表第2における情報照会の根拠):第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「地方税法」が含まれる項(27項)</p> <p>・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年12月12日内閣府・総務省令第7号)第1条、第2条、第3条、第4条、第6条、第7条、第8条、第10条、第12条、第13条、第14条、第16条、第19条、第20条、第21条、第22条、第22条の3、第22条の4、第23条、第24条、第24条の2、第24条の3、第25条、第26条の3、第27条、第28条、第31条、第31条の2、第31条の3、第32条、第33条、第34条、第35条、第36条、第37条、第38条、第39条、第40条、第43条、第43条の3、第43条の4、第44条、第44条の2、第45条、第47条、第49条、第49条の2、第50条、第51条、第53条、第54条、第55条、第58条、第59条、第59条の2、第59条の2の2、第59条の3</p> <p>(情報照会の根拠) 第20条</p> |
| 7. 評価実施機関における担当部署 | |
| ①部署 | 総務局 税務部 市民税課 |
| ②所属長 | 市民税課長 |
| 8. 他の評価実施機関 | |
| — | |

(別添1) 事務の内容



(備考)

II 特定個人情報ファイルの概要

| 1. 特定個人情報ファイル名 | |
|----------------|---|
| 個人住民税課税ファイル | |
| 2. 基本情報 | |
| ①ファイルの種類 ※ | [システム用ファイル] <選択肢> 1) システム用ファイル 2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等) |
| ②対象となる本人の数 | [10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上 |
| ③対象となる本人の範囲 ※ | 納税義務者及びその扶養者等 |
| その必要性 | 公正・公平な課税のため、正確に把握した所得や控除の情報を基に個人住民税を課税する上で、本特定個人情報ファイルで個人番号を保有する必要があるため。 |
| ④記録される項目 | [100項目以上] <選択肢> 1) 10項目未満 2) 10項目以上50項目未満 3) 50項目以上100項目未満 4) 100項目以上 |
| 主な記録項目 ※ | <ul style="list-style-type: none"> ・識別情報 [<input type="checkbox"/>] 個人番号 [<input type="checkbox"/>] 個人番号対応符号 [<input type="checkbox"/>] その他識別情報(内部番号) ・連絡先等情報 [<input type="checkbox"/>] 4情報(氏名、性別、生年月日、住所) [<input type="checkbox"/>] 連絡先(電話番号等) [<input type="checkbox"/>] その他住民票関係情報 ・業務関係情報 [<input type="checkbox"/>] 国税関係情報 [<input type="checkbox"/>] 地方税関係情報 [<input type="checkbox"/>] 健康・医療関係情報 [<input type="checkbox"/>] 医療保険関係情報 [<input type="checkbox"/>] 児童福祉・子育て関係情報 [<input type="checkbox"/>] 障害者福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 生活保護・社会福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 介護・高齢者福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 雇用・労働関係情報 [<input type="checkbox"/>] 年金関係情報 [<input type="checkbox"/>] 学校・教育関係情報 [<input type="checkbox"/>] 災害関係情報 [<input type="checkbox"/>] その他 (技術的事項(エラーコードなど)) |
| その妥当性 | <ul style="list-style-type: none"> ・個人番号: 対象者の正確な特定が必要となるため。 ・4情報: 個人特定時の真正性確認のため。 ・連絡先: 対象者が特定できなかった場合の連絡先が必要となるため。 ・国税関係情報、地方税関係情報: 賦課実施のための根拠となるため。 ・生活保護関係情報、障害者関係情報: 正確な賦課実施のための判断情報が必要となるため。 ・年金関係情報: 年金特徴対象者の判定や年金特徴の天引き判定が必要となるため。 ・技術的事項: 正確な賦課実施のためにエラーコードを保有する必要があるため。 |
| 全ての記録項目 | 別添2を参照。 |
| ⑤保有開始日 | 平成27年10月5日 |
| ⑥事務担当部署 | 総務局 税務部 市民税課 |

| 3. 特定個人情報の入手・使用 | | |
|-----------------|--|--|
| ①入手元 ※ | <input type="checkbox"/> 本人又は本人の代理人 <input type="checkbox"/> 評価実施機関内の他部署 (本庁市民課、介護保険課、長寿支援課、国民健康保険課、保護課) <input type="checkbox"/> 行政機関・独立行政法人等 (国税庁、年金支払者(日本年金機構)) <input type="checkbox"/> 地方公共団体・地方独立行政法人 (各市町村) <input type="checkbox"/> 民間事業者 (給与支払者、年金支払者) <input type="checkbox"/> その他 (地方公共団体情報システム機構) | |
| ②入手方法 | <input type="checkbox"/> 紙 [<input type="checkbox"/>] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [<input type="checkbox"/>] フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 電子メール [<input type="checkbox"/>] 専用線 [<input type="checkbox"/>] 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> その他 (地方税ポータルシステム(eLTAX)) | |
| ③入手の時期・頻度 | 1. 下記情報については、年1回(1月～4月頃) ※国税庁からは1月～4月頃に随時提供を受ける ・給与支払報告書 ・公的年金等支払報告書 ・市民税・県民税申告書 ・確定申告書 ・申告特例通知書 ・課税権通知書 2. 課税資料に修正があるものについては、随時 3. 障害者情報は、1月頃(年1回) 4. 生活保護情報は、1月頃と4月頃(年2回) 5. 年金特別徴収に関する情報については、年複数回 | |
| ④入手に係る妥当性 | 1. 地方税法上、申告期間が義務付けられており、この時期に申告された内容で課税を行う必要があるため。 2. 修正申告がなされた場合は、速やかに更正決定をする必要があるため。 3. 前年12月31日の現況が必要であることと、申告期間前にその情報を把握することで、課税資料の正確性を判断できるため。 4. 賦課期日(1月1日)の現況が必要であることと、非課税の判定に使用されることから、課税資料の正確性を判断できるため。 5. 随時行われる税額変更や、市外転出、死亡等の事由により、年金特別徴収を停止する必要があるため。 | |
| ⑤本人への明示 | 地方税法第45条の2、第45条の3、第317条の2、第317条の3、番号法第19条第7号別表第2の27項に規定 | |
| ⑥使用目的 ※ | 正確な課税情報を管理し、公正・公平に個人住民税の課税を行うため。 | |
| | 変更の妥当性 | — |
| ⑦使用の主体 | 使用部署 ※ | 市民税課、資産税課、納税課、本庁市民課、谷山税務課、伊敷税務課、吉野税務課、吉田税務課、桜島税務課、喜入税務課、松元税務課、郡山税務課 |
| | 使用者数 | <input type="checkbox"/> 100人以上500人未満 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> |

| | |
|-------------------------|--|
| <p>⑧使用方法 ※</p> | <p>1. 賦課決定に関する業務</p> <ul style="list-style-type: none"> ・申告等により収集された課税資料と個人を紐付けし、個人毎に資料を集約する。 ・申告等の課税資料に記載された所得・控除等により個人住民税額を算出し、当年度の賦課決定を行う。 ・生活保護対象者や障害者である場合は、非課税の判定や控除額の変更を行う。 <p>2. 調査に関する業務</p> <p>(1)未申告調査 課税資料がなく税額決定されていない個人(扶養されている者、高齢者、未成年を除く)を未申告者として取扱い、申告の催告や実態調査等を行う。</p> <p>(2)扶養親族調査 課税資料に記載されている扶養親族が、2重に扶養を受けていないか、扶養親族にできる範囲外の所得(38万円を超える所得)となっていないかの調査・照会を行う。</p> <p>3. 徴収方法の判断に関する事務 給与支払報告書の提出有無や確定申告書の記載内容をもとに、賦課決定した個人住民税の徴収方法(特別徴収か普通徴収か)を判断する。(前年の賦課状況を参照し、必要に応じて当年度の徴収方法の変更を行う。)</p> |
| <p>情報の突合 ※</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・課税資料と住民基本台帳との突合を行う。 ・障害者関係情報と申告情報との突合を行う。 ・生活保護関係情報と申告情報との突合を行う。 |
| <p>情報の統計分析 ※</p> | <p>特定個人情報ファイルに記録される個人情報を用いた統計分析は行わない。 なお、課税資料の有無や課税・非課税数等の集計・分析は実施する。</p> |
| <p>権利利益に影響を与え得る決定 ※</p> | <p>課税資料に基づく賦課決定、更正決定、減免決定</p> |
| <p>⑨使用開始日</p> | <p>平成28年1月1日</p> |

| | | |
|------------------------|--------------|--|
| 委託事項2 | | 統合運用業務委託 |
| ①委託内容 | | バッチジョブの実行や帳票類の印刷等の業務を委託するもの。 |
| ②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲 | | [特定個人情報ファイルの一部] <選択肢> 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部 |
| | 対象となる本人の数 | [10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上 |
| | 対象となる本人の範囲 ※ | 納税義務者等 |
| | その妥当性 | 個人番号が記載されたリストを業務上、管理、使用する必要があるため。 |
| ③委託先における取扱者数 | | [10人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上 |
| ④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法 | | [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [○] その他 (庁内に設置してあるシステムの端末を直接使用) |
| ⑤委託先名の確認方法 | | 情報システム課へ問い合わせ |
| ⑥委託先名 | | アイテップ株式会社 |
| 再委託 | ⑦再委託の有無 ※ | [再委託しない] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない |
| | ⑧再委託の許諾方法 | |
| | ⑨再委託事項 | |

| | | |
|------------------------|--------------|--|
| 委託事項3 | | 個人住民税システム保守業務委託 |
| ①委託内容 | | 個人住民税システムの改修や保守等の業務を委託するもの。 |
| ②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲 | | [特定個人情報ファイルの全体] <選択肢> 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部 |
| | 対象となる本人の数 | [10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上 |
| | 対象となる本人の範囲 ※ | 納税義務者等 |
| | その妥当性 | 個人番号を含めた個人のデータを適正に管理するため。 |
| ③委託先における取扱者数 | | [10人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上 |
| ④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法 | | [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [○] その他 (庁内に設置してあるシステムの端末を直接使用) |
| ⑤委託先名の確認方法 | | 情報システム課へ問い合わせ |
| ⑥委託先名 | | 株式会社アール・ケー・ケー・コンピューターサービス |
| 再委託 | ⑦再委託の有無 ※ | [再委託しない] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない |
| | ⑧再委託の許諾方法 | |
| | ⑨再委託事項 | |

| | | |
|------------------------|-------------------|--|
| 委託事項5 | | 共通基盤システム保守業務委託 |
| ①委託内容 | | 共通基盤システムの改修や保守等の業務を委託するもの。 |
| ②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲 | [特定個人情報ファイルの全体] | <選択肢> 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部 |
| | 対象となる本人の数 | <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上 |
| | 対象となる本人の範囲 ※ | 納税義務者等 |
| | その妥当性 | 個人番号を含めた個人のデータを適正に管理するため。 |
| ③委託先における取扱者数 | | [10人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上 |
| ④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法 | | [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [<input checked="" type="checkbox"/>] その他 (庁内に設置してあるシステムの端末を直接使用) |
| ⑤委託先名の確認方法 | | 情報システム課へ問い合わせ |
| ⑥委託先名 | | 日本電気株式会社 |
| 再委託 | ⑦再委託の有無 ※ | [再委託する] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない |
| | ⑧再委託の許諾方法 | 原則として再委託は行わないこととするが、再委託を行う場合は、委託先より事前に書面による再委託申請を受け付け、委託先と再委託先が秘密保持に関する契約を締結していること等、再委託先において、委託元自らが果たすべき安全管理措置と同等の措置が講じられていることを確認し、内部における決裁を経た後に承認することとする。 |
| | ⑨再委託事項 | システムの運用保守等 |

| 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) | |
|------------------------------|--|
| 提供・移転の有無 | [<input checked="" type="checkbox"/>] 提供を行っている (63) 件 [<input checked="" type="checkbox"/>] 移転を行っている (31) 件 [] 行っていない |
| 提供先1 | 番号法第19条 別表第2の第1欄に掲げる者(別紙1を参照) |
| ①法令上の根拠 | 番号法第19条 別表第2(別紙1を参照) |
| ②提供先における用途 | 番号法第19条 別表第2の第2欄に掲げる用途(別紙1を参照) |
| ③提供する情報 | 地方税法関係情報(地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報) |
| ④提供する情報の対象となる本人の数 | [10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上 |
| ⑤提供する情報の対象となる本人の範囲 | 納税義務者及びその扶養者等 |
| ⑥提供方法 | [<input checked="" type="checkbox"/>] 情報提供ネットワークシステム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 () |
| ⑦時期・頻度 | 随時 |
| 提供先2 | 給与支払者 |
| ①法令上の根拠 | 番号法第19条第1号 |
| ②提供先における用途 | 特徴税額通知書に記載された個人番号をもとに個人特定を行う。 |
| ③提供する情報 | 地方税法関係情報(地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報) |
| ④提供する情報の対象となる本人の数 | [10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上 |
| ⑤提供する情報の対象となる本人の範囲 | 給与に係る特別徴収対象者 |
| ⑥提供方法 | [] 情報提供ネットワークシステム [] 専用線 [] 電子メール [<input checked="" type="checkbox"/>] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [<input checked="" type="checkbox"/>] 紙 [<input checked="" type="checkbox"/>] その他 (地方税ポータルシステム(eLTAX)) |
| ⑦時期・頻度 | 年度当初(5月)、毎月1回(随時) |

| | |
|--------------------|--|
| 提供先3 | 年金支払者 |
| ①法令上の根拠 | 番号法第19条第1号 |
| ②提供先における用途 | 年金特徴回付情報に付与された個人番号をもとに個人特定を行う。 |
| ③提供する情報 | 年金特別徴収情報(依頼情報・天引結果情報・中止情報) |
| ④提供する情報の対象となる本人の数 | [10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上 |
| ⑤提供する情報の対象となる本人の範囲 | 年金に係る特別徴収対象者 |
| ⑥提供方法 | [] 情報提供ネットワークシステム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [<input checked="" type="checkbox"/>] その他 (地方税ポータルシステム(eLTAX)) |
| ⑦時期・頻度 | 毎月1回及び定期 |
| 提供先4 | 税務署 |
| ①法令上の根拠 | 番号法第19条第8号 |
| ②提供先における用途 | 扶養是正等が発生した際に作成する税務署連絡せんに記載された個人番号をもとに個人特定を行う。 |
| ③提供する情報 | 地方税法関係情報(地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報) |
| ④提供する情報の対象となる本人の数 | [1万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上 |
| ⑤提供する情報の対象となる本人の範囲 | 扶養是正等が発生した対象者 |
| ⑥提供方法 | [] 情報提供ネットワークシステム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [<input checked="" type="checkbox"/>] 紙 [<input checked="" type="checkbox"/>] その他 (地方税ポータルシステム(eLTAX)) |
| ⑦時期・頻度 | 毎月1回(随時) |

| | |
|--------------------|--|
| 移転先1 | 番号法第9条 別表第1の第1欄に掲げる者(別紙2を参照) |
| ①法令上の根拠 | 番号法第9条 別表第1(別紙2を参照) |
| ②移転先における用途 | 番号法第9条 別表第1の第2欄に掲げる用途(別紙2を参照) |
| ③移転する情報 | 地方税法関係情報(地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報) |
| ④移転する情報の対象となる本人の数 | <div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="width: 45%;">[10万人以上100万人未満]</div> <div style="width: 50%;"> <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上 </div> </div> |
| ⑤移転する情報の対象となる本人の範囲 | 納税義務者及びその扶養者等 |
| ⑥移転方法 | <div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="width: 45%;"> <input type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input checked="" type="checkbox"/> その他 (税務システム) </div> <div style="width: 45%;"> <input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> 紙 </div> </div> |
| ⑦時期・頻度 | 随時 |

(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目

【個人住民税課税ファイル】

1. 宛名情報

- 1 宛名番号
- 2 履歴連番
- 3 適用日
- 4 登録業務
- 5 世帯番号
- 6 現存区分
- 7 人格区分
- 8 国籍コード
- 9 支所コード
- 10 地区コード
- 11 行政区コード
- 12 班コード
- 13 小学校区コード
- 14 中学校区コード
- 15 投票区コード
- 16 算定団体コード
- 17 生年月日
- 18 和暦生年月日
- 19 性別
- 20 市区町村コード
- 21 大字コード
- 22 本番
- 23 枝番1
- 24 枝番2
- 25 街区コード
- 26 棟番号
- 27 号番号
- 28 氏名かな
- 29 氏名漢字
- 30 通称名かな

- 31 通称名漢字
- 32 郵便番号
- 33 郵便番号BC
- 34 町名
- 35 番地
- 36 方書
- 37 代表者肩書
- 38 代表者氏名
- 39 支店名称
- 40 部課名称
- 41 郵便返却区分
- 42 登録事由
- 43 作成日
- 44 更新日
- 45 更新時間
- 46 更新職員キー
- 47 更新端末名称
- 48 個人番号
- 49 法人番号

2. 管理人情報

- 1 科目コード
- 2 科目詳細コード
- 3 義務者宛名番号
- 4 管理人宛名番号
- 5 管理人種別
- 6 管理人登録日
- 7 管理人取消日
- 8 作成日
- 9 更新日
- 10 更新時間
- 11 更新職員貴キー
- 12 更新端末名
- 13 登録事由

3. 当初資料

(1) 給与支払報告書

- 1 宛名番号
- 2 年度分
- 3 算定団体コード
- 4 パッチ連番
- 5 処理コード
- 6 資料番号
- 7 合算区分
- 8 申告区分
- 9 徴収区分
- 10 指定番号
- 11 整理番号
- 12 受給者番号
- 13 パンチ氏名カナ
- 14 パンチ生年月日
- 15 専給区分
- 16 給与収入一般
- 17 給与収入専従
- 18 給与特定控除
- 19 給与所得
- 20 所得控除合計
- 21 源泉徴収税額
- 22 源泉徴収税額内未納
- 23 源泉徴収税額計算値
- 24 (源泉)控除対象配偶者あり
- 25 (源泉)控除対象配偶者(老人)
- 26 配偶者(特別)控除
- 27 扶養_特定
- 28 扶養_同居老親
- 29 扶養_老人合計
- 30 扶養_一般

- 31 扶養_障害(特別同居)
- 32 扶養_障害(特別合計)
- 33 扶養_障害(その他)
- 34 控除_小規模企業共済等掛金
- 35 控除_社会保険料
- 36 控除_生命保険料
- 37 控除_損害保険料
- 38 控除_住宅取得特別
- 39 定率控除額
- 40 前職分給与
- 41 配偶者所得
- 42 生命保険_個人年金支払額
- 43 損害保険_長期支払額
- 44 本人_夫あり
- 45 本人_未成年
- 46 乙欄区分
- 47 本人_特別障害
- 48 本人_その他障害
- 49 本人_老年人
- 50 本人_寡婦
- 51 本人_寡夫
- 52 本人_勤労学生
- 53 死亡退職
- 54 災害者
- 55 外国人
- 56 就退職区分
- 57 就退職年月日
- 58 算入強制区分
- 59 強制親区分
- 60 警告エラー無視サイン

- 61 併徴先判定区分
- 62 エラー区分
- 63 エラー内容
- 64 作成日
- 65 更新日
- 66 更新時間
- 67 更新職員番号
- 68 更新端末番号
- 69 国民年金保険料等
- 70 転送区分
- 71 転送先コード
- 72 転送日
- 73 年調区分
- 74 住宅取得等特別控除可能額
- 75 住宅居住開始年月日1
- 76 住宅居住開始年月日2
- 77 住宅借入金等年末残高1
- 78 住宅借入金等年末残高2
- 79 住宅借入区分1
- 80 住宅借入区分2
- 81 住宅借入区分3
- 82 エラー詳細コード
- 83 年少扶養人数
- 84 生命保険_支払額
- 85 新生命保険_支払額
- 86 新生命保険_個人年金支払額
- 87 生命保険_介護医療支払額
- 88 住宅借入金等特別控除適用数
- 89 非居住者である親族の数
- 90 控除対象扶養親族の欄外記載有無

(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目

【個人住民税課税ファイル】

3. 当初資料

(1) 給与支払報告書

- 91 16歳未満扶養親族の欄外記載有無
- 92 パンチイメージ番号
- 93 資料に記載された個人番号

(2) 年金支払報告書

- 1 宛名番号
- 2 年度分
- 3 算定団体コード
- 4 バッチ連番
- 5 処理コード
- 6 資料番号
- 7 合算区分
- 8 入力区分
- 9 徴収区分
- 10 指定番号
- 11 パンチ生年月日
- 12 パンチ氏名カナ
- 13 年金収入
- 14 年金所得
- 15 源泉徴収税額
- 16 源泉徴収税額内未納
- 17 源泉徴収税額計算値
- 18 定率控除額
- 19 配偶者所得
- 20 配偶者(特別)控除
- 21 源泉控除対象配偶者あり
- 22 源泉控除対象配偶者あり(老人)
- 23 本人_特別障害
- 24 本人_その他障害
- 25 本人_老年人
- 26 本人_寡婦
- 27 本人_寡夫
- 28 本人_勤労学生
- 29 扶養_特定
- 30 扶養_同居老親

- 31 扶養_老人合計
- 32 扶養_一般
- 33 扶養_障害 (特別同居)
- 34 扶養_障害 (特別合計)
- 35 扶養_障害 (その他)
- 36 控除_社会保険料
- 37 算入強制区分
- 38 強制親区分
- 39 本人_夫あり
- 40 警告エラー無視サイン
- 41 エラー区分
- 42 エラー内容
- 43 作成日
- 44 更新日
- 45 更新時間
- 46 更新職員番号
- 47 更新端末番号
- 48 転送区分
- 49 転送先コード
- 50 転送日
- 51 年調区分
- 52 エラー詳細コード
- 53 年少扶養人数
- 54 非居住者である親族の数
- 55 パンチイメージ番号
- 56 資料に記載された個人番号

(3) 確定申告書、住民税申告書

- 1 宛名番号
- 2 年度分
- 3 算定団体コード
- 4 バッチ連番
- 5 処理コード
- 6 資料番号
- 7 合算区分
- 8 申告区分
- 9 徴収区分
- 10 指定番号
- 11 整理番号
- 12 受給者番号
- 13 パンチ生年月日
- 14 パンチ氏名カナ
- 15 納税者番号
- 16 税務署連絡区分
- 17 警告エラー無視サイン
- 18 強制課税区分
- 19 手入力区分
- 20 所得_営業等
- 21 所得_営業 (営業等内訳)
- 22 所得_他事 (営業等内訳)
- 23 所得_漁業 (営業等内訳)
- 24 所得_農業
- 25 所得_肉用牛 (免税・免外計)
- 26 所得_肉用牛 (免外売却価格)
- 27 所得_不動産
- 28 所得_利子
- 29 所得_配当 (配当控除適用分)
- 30 所得_配当 (配当控除適用無分)

- 31 所得_配当 (少額)
- 32 所得_給与
- 33 所得_公的年金
- 34 所得_雑
- 35 所得_譲渡一時
- 36 所得_一時 (2分の1前)
- 37 所得_総合短期
- 38 所得_総合譲渡長期 (2分の1前)
- 39 所得_退職
- 40 所得_分離山林
- 41 所得_分離事業雑
- 42 所得_分離短期
- 43 所得_分離短期軽減
- 44 所得_分離長期 (一般)
- 45 所得_分離長期 (優良)
- 46 所得_分離長期 (居住)
- 47 所得_分離上場株式
- 48 所得_分離未公開株式
- 49 所得_分離先物取引
- 50 合計所得金額
- 51 総所得金額
- 52 総所得金額等
- 53 純損失の金額
- 54 雑損失の金額
- 55 先物取引繰越控除
- 56 専従者控除_配偶者
- 57 専従者控除_その他
- 58 平均課税 (前々年変動所得)
- 59 平均課税 (前年の変動所得)
- 60 平均課税 (変動所得)

- 61 平均課税 (臨時所得)
- 62 特別控除_一時
- 63 特別控除_総合譲渡
- 64 特別控除_短期
- 65 特別控除_短期軽減
- 66 特別控除_長期 (一般)
- 67 特別控除_長期 (優良)
- 68 特別控除_長期 (居住)
- 69 特別控除_山林
- 70 特別控除_上場株式
- 71 特別控除_未公開株式
- 72 給与収入 (一般)
- 73 給与収入 (専従)
- 74 給与 (特定控除)
- 75 公的年金収入
- 76 本人_特別障害
- 77 本人_その他障害
- 78 本人_老年人
- 79 本人_寡婦
- 80 本人_寡夫
- 81 本人_勤労学生
- 82 本人_未成年
- 83 本人_夫あり
- 84 同一生計配偶者あり
- 85 同一生計配偶者あり(老人)
- 86 配偶者所得
- 87 扶養_一般
- 88 扶養_特定
- 89 扶養_老人同居
- 90 扶養_老人合計

(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目

【個人住民税課税ファイル】

3. 当初資料

(3) 確定申告書、住民税申告書

| | | |
|---------------------|----------------------|----------------------|
| 91 扶養_障害 (特別同居) | 121 所得税_控除_損害保険料 | 151 収入_分離短期軽減 |
| 92 扶養_障害 (特別合計) | 122 所得税_控除_生命保険料 | 152 収入_分離長期 (一般) |
| 93 扶養_障害 (その他) | 123 所得税_控除_配偶者特別 | 153 収入_分離長期 (優良) |
| 94 青色申告区分 | 124 所得税_控除_寄附金 | 154 収入_分離長期 (居住) |
| 95 専従者_配偶者 | 125 所得税_合計所得 | 155 収入_分離山林 |
| 96 専従者_その他 | 126 所得税_所得控除計 | 156 収入_分離上場株式 |
| 97 非課税所得区分 1 | 127 所得税_その他税額控除 | 157 収入_分離未公開株式 |
| 98 非課税所得金額 1 | 128 所得税_所得税額 | 158 収入_分離先物取引 |
| 99 控除_雑損 | 129 計算値_合計所得金額 | 159 特例摘要条文長期 |
| 100 控除_医療費 | 130 計算値_控除額合計 | 160 特例摘要条文短期 |
| 101 控除_社会保険料 | 131 計算値_配当控除 | 161 特例摘要条文予備 |
| 102 控除_小規模企業共済等掛金 | 132 計算値_特別減税額 | 162 エラー区分 |
| 103 控除_生命保険料 | 133 計算値_所得税額 | 163 エラー内容 |
| 104 控除_損害保険料 | 134 収入_営業等 | 164 作成日 |
| 105 控除_寄附金 | 135 収入_営業 (営業等内数) | 165 更新日 |
| 106 控除_配偶者特別 | 136 収入_漁業 (営業等内数) | 166 更新時間 |
| 107 控除_配偶者 | 137 収入_他事 (営業等内数) | 167 更新職員番号 |
| 108 控除_本人 | 138 収入_農業 | 168 更新端末番号 |
| 109 控除_扶養 | 139 収入_肉用牛 | 169 配当割額 |
| 110 控除_障害 (扶養控除内数) | 140 収入_不動産 | 170 株式譲渡繰越損失 |
| 111 控除_基礎 | 141 収入_利子 | 171 併徴先判定区分 |
| 112 生命保険_支払額 | 142 収入_配当 (配当控除適用分) | 172 転送区分 |
| 113 生命保険_個人年金支払額 | 143 収入_配当 (配当控除適用無分) | 173 転送先コード |
| 114 損害保険_地震支払額 | 144 収入_配当 (少額配当分) | 174 転送日 |
| 115 損害保険_長期支払額 | 145 収入_雑 | 175 所得_長期 (居住特例) |
| 116 所得控除_合計 | 146 収入_一時 | 176 長期 (居住特例) の繰越損失 |
| 117 退職_退職収入 (現年課税分) | 147 収入_総合譲渡短期 | 177 収入_配当 (私募証券) |
| 118 退職_所得税用退職所得 | 148 収入_総合譲渡長期 | 178 収入_配当 (一般外貨建) |
| 119 退職_勤続年数 | 149 収入_分離事業・雑 | 179 所得_配当 (私募証券) |
| 120 退職_障害区分 | 150 収入_分離短期 | 180 所得_配当 (一般外貨建等証券) |

| |
|---|
| 181 所得税_外国税額控除 |
| 182 所得税_住宅ローン控除 |
| 183 住宅取得等特別控除 |
| 184 翌年申告作成区分 |
| 185 住宅取得等特別控除計算値 |
| 186 住宅取得等特別控除可能額 |
| 187 税源移譲減額計算値 |
| 188 発送区分 |
| 189 調査コード |
| 190 上場配当繰越損失 |
| 191 住宅用課税標準額 |
| 192 住宅用所得税額 |
| 193 譲渡割額 |
| 194 寄附金 (市区町村、都道府県分【特例控除対象】) |
| 195 寄附金 (共同募金・日赤支部・市区町村、都道府県分【特例控除対象外】) |
| 196 寄附金 (市条例指定) |
| 197 寄附金 (都道府県条例指定) |
| 198 所得_分離上場配当 |
| 199 収入_分離上場配当 |
| 200 住宅取得等可能額 (H 2 1 ~) |
| 201 確認区分 |
| 202 寡婦・寡夫控除 |
| 203 勤労・障害者控除 |
| 204 算入強制区分 |
| 205 強制親区分 |
| 206 国税連携区分 |
| 207 還付申告区分 |
| 208 エラー_詳細コード |
| 209 扶養_年少 |
| 210 特定寄附金 |

| |
|------------------------|
| 211 震災関連寄附金(限度額80%の分) |
| 212 特定震災指定寄附金(税額控除適用分) |
| 213 認定NPO寄附金 (税額控除適用分) |
| 214 寄附金控除(税額控除) |
| 215 内)政党等寄附金額 |
| 216 退職_特定役員区分 |
| 217 特定取得区分 |
| 218 住宅用所得税額(参考値) |
| 219 申告詳細区分 |
| 220 申告日時 |
| 221 新生命保険_支払額 |
| 222 新生命保険_個人年金支払額 |
| 223 生命保険_介護医療支払額 |
| 224 医療費の支払額 |
| 225 医療費控除の特例該当区分 |
| 226 内)特定投資株式繰越損失 |
| 227 金額予備項目18 |
| 228 金額予備項目19 |
| 229 金額予備項目20 |
| 230 寄附金(ワンストップ特例) |
| 231 市民税_外国税額控除 |
| 232 県民税_外国税額控除 |
| 233 資料に記載された個人番号 |

(4) 扶養関係

| |
|-------------|
| 1 宛名番号 |
| 2 年度分 |
| 3 扶養者宛名番号 |
| 4 扶養関係コード |
| 5 履歴連番 |
| 6 作成日 |
| 7 更新日 |
| 8 更新時間 |
| 9 更新職員番号 |
| 10 更新端末番号 |
| 11 照会区分 |
| 12 被扶養者宛名番号 |

(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目

【個人住民税課税ファイル】

3. 当初資料

(5) 申告特例通知書

- 1 宛名番号
- 2 年度分
- 3 算定団体コード
- 4 バッチ連番
- 5 処理コード
- 6 資料番号
- 7 寄附先コード
- 8 パンチ氏名かな
- 9 パンチ生年月日
- 10 パンチ性別
- 11 合計寄附金額
- 12 入力日
- 13 算入強制区分
- 14 作成日
- 15 更新日
- 16 更新時間
- 17 更新職員番号
- 18 更新端末番号
- 19 訂正区分

(6) 記載番号情報

- 1 宛名番号
- 2 年度分
- 3 バッチ連番
- 4 処理コード
- 5 合算区分
- 6 対象区分
- 7 記載順
- 8 記載個人番号
- 9 作成日
- 10 更新日
- 11 更新時間
- 12 更新職員番号
- 13 更新端末番号

4. 障害者情報

- 1 宛名番号
- 2 年度
- 3 算定団体コード
- 4 履歴連番
- 5 氏名かな
- 6 氏名漢字
- 7 生年月日
- 8 性別
- 9 町名
- 10 番地
- 11 方書
- 12 地区コード
- 13 行政区コード
- 14 班コード
- 15 世帯番号
- 16 世帯主かな
- 17 世帯主氏名漢字
- 18 記載順位
- 19 続柄名
- 20 続柄区分
- 21 続柄コード1
- 22 続柄コード2
- 23 続柄コード3
- 24 続柄コード4
- 25 現存区分
- 26 人格区分
- 27 住民となる判定日
- 28 住民となる事由
- 29 住民でなくなる日
- 30 住民でなくなる事由

- 31 転出確定区分
- 32 配偶者宛名番号
- 33 生活保護区分
- 34 障害者区分1
- 35 障害者区分2
- 36 障害者区分3
- 37 国保資格
- 38 介護保険資格
- 39 国民年金資格
- 40 国民年金記号
- 41 国民年金番号
- 42 後期高齢資格
- 43 各種情報2
- 44 各種情報3
- 45 各種情報4
- 46 申告書作成区分
- 47 前年申告区分
- 48 前年徴収区分
- 49 本人_老年者
- 50 本人_未成年
- 51 作成日
- 52 更新日
- 53 更新時間
- 54 更新職員番号
- 55 更新端末番号
- 56 郵便番号
- 57 郵便番号BC
- 58 住登外課税区分
- 59 市町村コード
- 60 申告発送日

- 61 生保開始日
- 62 生保終了日
- 63 詳細コード
- 64 発送管理1
- 65 発送管理2
- 66 発送管理3
- 67 発送管理4
- 68 発送管理5
- 69 発送管理6
- 70 発送管理7

(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目

【個人住民税課税ファイル】

5. 生活保護情報

賦課期日情報

- 1 宛名番号
- 2 年度
- 3 算定団体コード
- 4 履歴連番
- 5 氏名カナ
- 6 氏名漢字
- 7 生年月日
- 8 性別
- 9 町名
- 10 番地
- 11 方書
- 12 地区コード
- 13 行政区コード
- 14 班コード
- 15 世帯番号
- 16 世帯主かな
- 17 世帯主氏名漢字
- 18 記載順位
- 19 続柄名
- 20 続柄区分
- 21 続柄コード1
- 22 続柄コード2
- 23 続柄コード3
- 24 続柄コード4
- 25 現存区分
- 26 人格区分
- 27 住民となる判定日
- 28 住民となる事由
- 29 住民でなくなる日
- 30 住民でなくなる事由

- 31 転出確定区分
- 32 配偶者宛名番号
- 33 生活保護区分
- 34 障害者区分1
- 35 障害者区分2
- 36 障害者区分3
- 37 国保資格
- 38 介護保険資格
- 39 国民年金資格
- 40 国民年金記号
- 41 国民年金番号
- 42 後期高齢資格
- 43 各種情報2
- 44 各種情報3
- 45 各種情報4
- 46 申告書作成区分
- 47 前年申告区分
- 48 前年徴収区分
- 49 本人_老年者
- 50 本人_未成年
- 51 作成日
- 52 更新日
- 53 更新時間
- 54 更新職員番号
- 55 更新端末番号
- 56 郵便番号
- 57 郵便番号BC
- 58 住登外課税区分
- 59 市町村コード
- 60 申告発送日

- 61 生保開始日
- 62 生保終了日
- 63 詳細コード
- 64 発送管理1
- 65 発送管理2
- 66 発送管理3
- 67 発送管理4
- 68 発送管理5
- 69 発送管理6
- 70 発送管理7

6. 年金特徴情報

(1) 年金特徴対象者情報

- 1 捕捉年度
- 2 宛名番号
- 3 データ区分
- 4 履歴番号
- 5 レコード区分
- 6 市町村コード
- 7 特別徴収義務者コード
- 8 通知内容コード
- 9 予備1
- 10 特別徴収制度コード
- 11 作成年月日
- 12 年金保険者用整理番号1
- 13 年金コード
- 14 予備2
- 15 生年月日
- 16 性別
- 17 氏名カナ
- 18 氏名漢字
- 19 郵便番号
- 20 住所カナ
- 21 住所漢字
- 22 各種区分コード
- 23 処理結果コード
- 24 予備3
- 25 各種年月日
- 26 各種金額1
- 27 各種金額2
- 28 各種金額3
- 29 予備4
- 30 年金保険者用整理番号2

- 31 特徴開始月
- 32 特徴開始期別
- 33 特徴依頼日
- 34 突合結果コード
- 35 突合区分
- 36 特徴状態
- 37 レコード番号
- 38 システム作成日
- 39 更新日
- 40 更新時間
- 41 更新職員個号
- 42 更新端末番号
- 43 各種金額4
- 44 各種金額5
- 45 各種金額6
- 46 各種金額7
- 47 各種金額8
- 48 停止年月
- 49 個人番号

(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目

【個人住民税課税ファイル】

6. 年金特徴情報

(2) 年金特徴受理情報 (天引結果、中止結果)

- | | |
|----------------|----------------|
| 1 宛名番号 | 31 年金保険者用整理番号2 |
| 2 捕捉年度 | 32 レコード番号 |
| 3 依頼周期 | 33 システム作成日 |
| 4 依頼年月日 | 34 更新日 |
| 5 ファイル名 | 35 更新時間 |
| 6 レコード区分 | 36 職員個人番号 |
| 7 市町村コード | 37 端末番号 |
| 8 特別徴収義務者コード | 38 各種金額4 |
| 9 通知内容コード | 39 各種金額5 |
| 10 予備1 | 40 各種金額6 |
| 11 特別徴収制度コード | 41 各種金額7 |
| 12 作成年月日 | 42 各種金額8 |
| 13 年金保険者用整理番号1 | 43 停止年月 |
| 14 年金コード | 44 個人番号 |
| 15 予備2 | |
| 16 生年月日 | |
| 17 性別 | |
| 18 氏名カナ | |
| 19 氏名漢字 | |
| 20 郵便番号 | |
| 21 住所 (カナ) | |
| 22 住所 (漢字) | |
| 23 各種区分コード | |
| 24 処理結果コード | |
| 25 予備3 | |
| 26 各種年月日 | |
| 27 各種金額欄 (金額1) | |
| 28 各種金額欄 (金額2) | |
| 29 各種金額欄 (金額3) | |
| 30 予備4 | |

7. 課税台帳情報

- | | | |
|------------------|------------------|---------------|
| 1 宛名番号 | 31 所得_配当控除無分 | 61 総所得金額等 |
| 2 年度分 | 32 所得_配当 (少額) | 62 純損失 |
| 3 算定団体コード | 33 所得_給与 | 63 雑損失 |
| 4 履歴連番 | 34 所得_公的年金 | 64 先物取引繰越控除 |
| 5 処理日 | 35 所得_雑 | 65 専従者控除_配偶者 |
| 6 異動日 | 36 所得_譲渡一時 | 66 専従者控除_その他 |
| 7 異動事由 | 37 所得_一時 (2分の1前) | 67 前々年の変動所得 |
| 8 異動事由補足 | 38 所得_総合短期 | 68 前年の変動所得 |
| 9 申告区分 | 39 所得_総合譲渡長期 | 69 変動所得 |
| 10 徴収区分 | 40 所得_分離山林 | 70 臨時所得 |
| 11 指定番号 | 41 所得_退職 | 71 特別控除_一時 |
| 12 整理番号 | 42 所得_分離事業雑 | 72 特別控除_総合譲渡 |
| 13 受給者番号 | 43 所得_分離短期 | 73 特別控除_短期 |
| 14 納税者番号 | 44 所得_分離短期軽減 | 74 特別控除_短期軽減 |
| 15 税務署連絡区分 | 45 所得_分離長期一般 | 75 特別控除_長期一般 |
| 16 警告エラー無視サイン | 46 所得_分離長期優良 | 76 特別控除_長期優良 |
| 17 強制課税区分 | 47 所得_分離長期居住 | 77 特別控除_長期居住 |
| 18 手入力区分 | 48 所得_分離上場株式 | 78 特別控除_山林 |
| 19 前住地課税区分 | 49 所得_分離未公開株式 | 79 特別控除_上場株式 |
| 20 賦課所在地コード | 50 所得_分離先物取引 | 80 特別控除_未公開株式 |
| 21 所得_営業等 | 51 所得_特控後_山林 | 81 給与収入 (一般) |
| 22 所得_営業 (営業等内訳) | 52 所得_特控後_短期 | 82 給与収入 (専従) |
| 23 所得_他事 (営業等内訳) | 53 所得_特控後_短期軽減 | 83 給与 (特定控除) |
| 24 所得_漁業 (営業等内訳) | 54 所得_特控後_長期一般 | 84 公的年金収入 |
| 25 所得_農業 | 55 所得_特控後_長期優良 | 85 本人_特別障害 |
| 26 所得_肉用牛 | 56 所得_特控後_長期居住 | 86 本人_他障害 |
| 27 肉用牛売却価格 | 57 所得_特控後_上場株式 | 87 本人_老年人 |
| 28 所得_不動産 | 58 所得_特控後_未公開株式 | 88 本人_寡婦 |
| 29 所得_利子 | 59 合計所得金額 | 89 本人_寡夫 |
| 30 所得_株式配当 | 60 総所得金額 | 90 本人_勤労学生 |

(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目

【個人住民税課税ファイル】

7. 課税台帳情報

| | | |
|------------------|------------------|--------------------|
| 91 本人_未成年 | 121 生命保険_支払額 | 151 課税額_短期軽減 |
| 92 本人_夫あり | 122 生命保険_個人年金 | 152 課税額_長期一般 |
| 93 同一生計配偶者 | 123 損害保険_地震 | 153 課税額_長期優良 |
| 94 同一生計配偶者(老人) | 124 損害保険_旧長期 | 154 課税額_長期居住 |
| 95 配偶者所得 | 125 所得控除_合計 | 155 課税額_上場株式 |
| 96 扶養_一般 | 126 退職_退職収入 | 156 課税額_未公開株式 |
| 97 扶養_特定 | 127 退職_所得税用退職 | 157 課税額_先物取引 |
| 98 扶養_老人同居 | 128 退職_勤続年数 | 158 課税額_合計 |
| 99 扶養_老人合計 | 129 退職_障害区分 | 159 市_総合 |
| 100 扶養_障害(特別同居) | 130 所得税_控除_損保 | 160 市_肉用牛 |
| 101 扶養_障害(特別合計) | 131 所得税_控除_生保 | 161 市_山林 |
| 102 扶養_障害(その他) | 132 所得税_控除_配偶者特別 | 162 市_退職 |
| 103 青色申告区分 | 133 所得税_控除_寄付金 | 163 市_事業雑 |
| 104 専従者_配偶者 | 134 所得税_合計所得 | 164 市_短期 |
| 105 専従者_その他 | 135 所得税_所得控除計 | 165 市_短期軽減 |
| 106 非課税所得区分 1 | 136 所得税_その他税額控除 | 166 市_長期一般 |
| 107 非課税所得金額 1 | 137 所得税_所得税額 | 167 市_長期優良 |
| 108 控除_雑損 | 138 計算値_合計所得金額 | 168 市_長期居住 |
| 109 控除_医療費 | 139 計算値_控除額合計 | 169 市_上場株式 |
| 110 控除_社会保険料 | 140 計算値_配当控除 | 170 市_未公開株式 |
| 111 控除_小規模 | 141 計算値_特別減税額 | 171 市_先物取引 |
| 112 控除_生保 | 142 計算値_所得税額 | 172 市_合計 |
| 113 控除_損保 | 143 保育用所得税額 | 173 市_配当控除 |
| 114 控除_寄付金 | 144 課税_総合 | 174 市_外国税額控除 |
| 115 控除_配偶者特別 | 145 課税_総合(実計) | 175 市_調整額 |
| 116 控除_配偶者 | 146 課税_肉用牛 | 176 市_定率控除額 |
| 117 控除_本人 | 147 課税_山林 | 177 市_端数 |
| 118 控除_扶養 | 148 課税_退職 | 178 市_所得割 |
| 119 控除_扶養障害 | 149 課税_事業雑 | 179 市_減免額(所得割) |
| 120 控除_基礎 | 150 課税_短期 | 180 市_均等割 |
| 181 市_減免額(均等割) | 211 収入_肉用牛 | 241 国保_推定所得 |
| 182 県_総合 | 212 収入_不動産 | 242 国保_繰越損失 |
| 183 県_肉用牛 | 213 収入_利子 | 243 国保_繰越損失軽減用 |
| 184 県_山林 | 214 収入_株式配当 | 244 特例適用条文長期 |
| 185 県_退職 | 215 収入_配当(控除無分) | 245 特例適用条文短期 |
| 186 県_事業雑 | 216 収入_配当(少額配当分) | 246 特例適用条文予備 |
| 187 県_短期 | 217 収入_雑 | 247 配当割額 |
| 188 県_短期軽減 | 218 収入_一時 | 248 配当譲渡割の控除額(市町村) |
| 189 県_長期一般 | 219 収入_総合譲渡短期 | 249 配当譲渡割の控除額(県) |
| 190 県_長期優良 | 220 収入_総合譲渡長期 | 250 決裁区分 |
| 191 県_長期居住 | 221 収入_分離事業雑 | 251 併徴元区分 |
| 192 県_上場株式 | 222 収入_分離短期 | 252 転送区分 |
| 193 県_未公開株式 | 223 収入_分離短期軽減 | 253 株式譲渡繰越損失 |
| 194 県_先物取引 | 224 収入_分離長期一般 | 254 強制親区分 |
| 195 県_合計 | 225 収入_分離長期優良 | 255 システム作成日 |
| 196 県_配当控除 | 226 収入_分離長期居住 | 256 更新日 |
| 197 県_外国税額控除 | 227 収入_分離山林 | 257 更新時間 |
| 198 県_調整額 | 228 収入_分離上場株式 | 258 更新職員番号 |
| 199 県_定率控除額 | 229 収入_分離未公開株式 | 259 更新端末番号 |
| 200 県_端数 | 230 収入_先物取引 | 260 市_老年者経過 |
| 201 県_所得割 | 231 損益_経常所得 | 261 県_老年者経過 |
| 202 県_減免額(所得割) | 232 損益_分離短期 | 262 市_配当譲渡割控除不足額 |
| 203 県_均等割 | 233 損益_分離短期軽減 | 263 県_配当譲渡割控除不足額 |
| 204 県_減免額(均等割) | 234 損益_総合譲渡短期 | 264 市_調整控除額 |
| 205 差引年税額 | 235 損益_分離長期一般 | 265 県_調整控除額 |
| 206 収入_営業等 | 236 損益_分離長期優良 | 266 所得_分離長期居住特例 |
| 207 収入_営業(営業等内数) | 237 損益_分離長期居住 | 267 長期居住特例繰越損失 |
| 208 収入_漁業(営業等内数) | 238 損益_譲渡一時 | 268 収入_配当(私募) |
| 209 収入_他事(営業等内数) | 239 損益_分離山林 | 269 収入_配当(一般外貨) |
| 210 収入_農業 | 240 損益_退職 | 270 所得_配当(私募) |

(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目

【個人住民税課税ファイル】

7. 課税台帳情報

| | | |
|--|---------------------|-----------------------|
| 271 所得_配当(一般外貨) | 301 市_上場配当 | 331 金額予備項目18 |
| 272 強制送付区分 | 302 県_上場配当 | 332 金額予備項目19 |
| 273 所得税_外国税額控除 | 303 住宅借入金等可能額(H21~) | 333 金額予備項目20 |
| 274 所得税_住宅ローン控除 | 304 還付申告区分 | 334 寄付金(ワンストップ特例) |
| 275 資料番号 | 305 翌年度用給与支払額 | 335 市民税_申告特例控除額(税額控除) |
| 276 住宅取得等控除_入力値 | 306 翌年度用社保 | 336 県民税_申告特例控除額(税額控除) |
| 277 市_税源移譲_入力値 | 307 還付加算起算日 | |
| 278 市_住宅取得控除 | 308 減免区分 | |
| 279 県_住宅取得控除 | 309 普徴減免開始月 | |
| 280 市_税源移譲税額控除 | 310 特徴減免開始月 | |
| 281 県_税源移譲税額控除 | 311 減免率 | |
| 282 翌年申告作成区分 | 312 国外所得総額 | |
| 283 住宅取得等特別控除_計算値 | 313 外国所得税額 | |
| 284 住宅取得等可能額 | 314 扶養_年少 | |
| 285 県_税源移譲_入力値 | 315 特定寄附金 | |
| 286 送付区分 | 316 震災関連寄附金 | |
| 287 調査コード | 317 特定震災指定寄附金 | |
| 288 上場配当繰越損失 | 318 認定NPO寄附金 | |
| 289 住宅用課税標準額 | 319 寄附金税額控除 | |
| 290 住宅用所得税額 | 320 内)政党等寄附金額 | |
| 291 譲渡割額 | 321 退職_特定役員区分 | |
| 292 寄附金(市区町村、都道府県分【特例控除対象】) | 322 特定取得区分 | |
| 293 寄附金(共同寄附・日赤支部・市区町村、都道府県分【特例控除対象外】) | 323 住宅用所得税額(参考値) | |
| 294 寄附金(市区町村条例指定) | 324 申告詳細区分 | |
| 295 寄附金(都道府県条例指定) | 325 新生命保険_支払額 | |
| 296 市_寄附金 | 326 新生命保険_個人年金 | |
| 297 県_寄附金 | 327 生命保険_介護医療 | |
| 298 所得_分離上場配当 | 328 医療費の支払額 | |
| 299 収入_分離上場配当 | 329 医療費控除の特例該当区分 | |
| 300 課税_上場配当 | 330 内)特定投資株式繰越損失 | |

8. 事業所情報ファイル

- 1 科目コード
- 2 科目詳細コード
- 3 宛名番号
- 4 大分類コード
- 5 中分類コード
- 6 小分類コード
- 7 納付書出力区分
- 8 事業所ソート区分
- 9 連絡先
- 10 作成日
- 11 更新日
- 12 更新時間
- 13 更新職員番号
- 14 更新端末番号
- 15 共済区分
- 16 公務員区分
- 17 納期特例区分
- 18 総括はがき作成区分
- 19 郵便作成区分
- 20 国番
- 21 事業所予備1
- 22 普徴義務者区分
- 23 事業所予備3
- 24 義務者取消区分
- 25 個人事業主_個人番号

Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 ※(7. リスク1⑨を除く。)

| 1. 特定個人情報ファイル名 | |
|---|---|
| 個人住民税課税ファイル | |
| 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。) | |
| リスク1: 目的外の入手が行われるリスク | |
| 対象者以外の情報の入手を防止するための措置の内容 | ・住民等からの課税資料を受け付けする際は、本人確認により対象者を確認し、本人の申告に必要な情報のみを記載するよう説明及び確認を行う。 ・電子データにより課税資料を入手する際は、本市課税対象者であるかをシステム上で判定し、市外課税者の課税資料は他市町村へ転送する。 |
| 必要な情報以外を入手することを防止するための措置の内容 | 同上 |
| その他の措置の内容 | 目的外の情報の入手を行うことが無いように事務処理マニュアルを作成し、遵守している。 |
| リスクへの対策は十分か | [十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| リスク2: 不適切な方法で入手が行われるリスク | |
| リスクに対する措置の内容 | 住民等からの課税資料を受け付けする際は、本人又は代理人であることを確認し、電子記録媒体などの情報は、入手元を確認することで、不適切な方法で入手が行われないようにしている。 |
| リスクへの対策は十分か | [十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| リスク3: 入手した特定個人情報が不正確であるリスク | |
| 入手の際の本人確認の措置の内容 | 番号法第16条に基づき、個人番号カードの提示もしくは通知カード及び通知カード記載事項がその者に係るものであることを証する書類の提示を受けて課税資料を受け付ける。 |
| 個人番号の真正性確認の措置の内容 | 所得等の情報をシステムに取り込む際、システム上で個人番号とカナ氏名・生年月日による突合を行い、氏名または生年月日が一致しない場合には、本人への確認等を行う。 |
| 特定個人情報の正確性確保の措置の内容 | システム上で住民基本台帳情報と連携して、提出された課税資料に記載された個人情報の正確性をチェックする。 また、本人への税額通知により、課税内容の確認を行う。 |
| その他の措置の内容 | — |
| リスクへの対策は十分か | [十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| リスク4: 入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスク | |
| リスクに対する措置の内容 | ・課税資料を窓口で受け付ける際は、本人又は代理人から直接受領し、郵送で受け付ける際は、市民税課等へ送付するよう十分説明する。 ・地方税ポータルシステム(eLTAX)を通じて課税情報を入手する場合は、他のシステムからのアクセスが行えない専用回線を用いることにより、情報漏えい防止措置を講じる。 ・パンチデータ等を電子記録媒体により入手する場合は、取り扱いをサーバー室等に限定し、運用要員による厳格な管理(受け渡し時は複数人で対応、受け渡しの記録作成、受領データの外部持ち出し禁止等)により、漏えい・紛失防止措置を講じる。 |
| リスクへの対策は十分か | [十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置 | |
| — | |

| 3. 特定個人情報の使用 | |
|---|---|
| リスク1: 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスク | |
| 宛名システム等における措置の内容 | 権限の管理を行っており、個人番号利用事務実施者以外は、個人番号による検索及び個人番号の参照ができないようシステムで制御している。 |
| 事務で使用するその他のシステムにおける措置の内容 | 権限の管理を行っており、個人番号利用事務実施者以外は、個人番号による検索及び個人番号の参照ができないようシステムで制御している。 また、庁内連携においても、事務処理上必要な情報のみ参照できるように制御している。 |
| その他の措置の内容 | — |
| リスクへの対策は十分か | [十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| リスク2: 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク | |
| ユーザ認証の管理 | [行っている] <選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない |
| 具体的な管理方法 | ・個人ごとに必要な範囲の使用権限を設定し、IDとパスワードによる認証を行っている。(設定できないシステムは今後のシステム更新等で機能追加) ・個人番号利用事務関連システムの端末については、二要素認証システムにより、操作者以外は操作できないようにしている。 |
| アクセス権限の発効・失効の管理 | [行っている] <選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない |
| 具体的な管理方法 | 端末装置取扱者登録等要領に基づき、管理を行っている。 (1)発効管理 各システムで、課コード、係コード、IDにより使用制限を行っている。 (2)失効管理 課コード、係コードでアクセス権限を管理しているため、異動と同時にアクセスできなくなる。 |
| アクセス権限の管理 | [行っている] <選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない |
| 具体的な管理方法 | 定期的にパスワードの再設定を行っている。 |
| 特定個人情報の使用の記録 | [記録を残している] <選択肢> 1) 記録を残している 2) 記録を残していない |
| 具体的な方法 | ・システムを操作した履歴を磁気テープ等に、定められた期間記録し保存している。また、法令を遵守していることを内部監査等で確認している。 ・システムの委託業者が、アクセスログ等の取得状況及びログ内容に異常がないかを確認し、毎月本市に報告している。また、その結果を情報システム管理者へ報告している。 |
| その他の措置の内容 | — |
| リスクへの対策は十分か | [十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| リスク3: 従業者が事務外で使用するリスク | |
| リスクに対する措置の内容 | 新規採用の職員を対象とする情報セキュリティに関する研修や、情報セキュリティ担当者や情報システム担当者を対象としたeラーニングによる情報セキュリティ研修を行っている。また、全職員を対象とし、年に一度、情報セキュリティ対策チェックシートにより、自己点検を行っている。 |
| リスクへの対策は十分か | [十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| リスク4: 特定個人情報ファイルが不正に複製されるリスク | |
| リスクに対する措置の内容 | バックアップ以外にファイルを複製しないよう、職員・委託先に対し指導している。委託先には、契約書内でファイルの複製を禁じている。(許可した場合を除く。) システムの委託業者が、アクセスログ等の取得状況及びログ内容に異常がないかを確認し、毎月本市に報告している。また、その結果を情報システム管理者へ報告している。 |
| リスクへの対策は十分か | [十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置 | |
| — | |

| 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 | | [] 委託しない |
|--|---|--|
| 委託先による特定個人情報の不正入手・不正な使用に関するリスク 委託先による特定個人情報の不正な提供に関するリスク 委託先による特定個人情報の保管・消去に関するリスク 委託契約終了後の不正な使用等のリスク 再委託に関するリスク | | |
| 情報保護管理体制の確認 | 委託業者を決定する際に、保護管理体制(次の項目)についてチェックシートを用いて確認を行う。 ・情報セキュリティマネジメントシステムの国際規格の認証取得状況(ISMS認証) ・個人情報保護マネジメントシステムの規格の認定取得状況(プライバシーマーク認定等) ・情報セキュリティ監査の実施状況 ・上記に準じた取り組み状況 | |
| 特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者の制限 | [制限している] | <選択肢> 1) 制限している 2) 制限していない |
| 具体的な制限方法 | 委託契約書に以下の規定を設ける。 ・保有するアクセス権限を付与する従業員数を必要最小限に限定すること ・従事者を報告すること | |
| 特定個人情報ファイルの取扱いの記録 | [記録を残している] | <選択肢> 1) 記録を残している 2) 記録を残していない |
| 具体的な方法 | 委託先において、特定個人情報ファイルの使用履歴について、従業員、日時、処理内容等を記録し、その状況について、定期的に報告させる。 | |
| 特定個人情報の提供ルール | [定めている] | <選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない |
| 委託先から他者への提供に関するルールの内容及びルール遵守の確認方法 | 委託先は、委託元の承諾を得て業務の全部又は一部を第三者に委託し、又は請け負わせるときを除き、委託元以外への特定個人情報の提供は認められず、契約書にも明記している。また、委託契約書に基づき、特定個人情報の取扱いについて報告させる。その他、必要に応じて立入調査を実施する。 | |
| 委託元と委託先間の提供に関するルールの内容及びルール遵守の確認方法 | 特定個人情報が記載または記録された紙、電子記録媒体を受け渡す際は、受渡し連絡票等に相互に押印のうえ確認を行う。 委託契約書に基づき、特定個人情報の取扱いについて報告させる。また、必要に応じて立入調査を実施する。 | |
| 特定個人情報の消去ルール | [定めている] | <選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない |
| ルールの内容及びルール遵守の確認方法 | 委託契約書に次の内容を規定する。 ・次の項目に該当する場合は、特定個人情報が記載または記録された紙、電子記録媒体を全て委託元へ返還しなくてはならない。返還が困難なものについては、委託元の指示に従い処分し、その結果を報告しなくてはならない。 ・委託元の要請があったとき ・契約による業務の履行が完了し、あるいは履行不能となったとき ・解除、解約、その他理由に如何にかかわらず、当該契約が終了したとき ・委託先が特定個人情報を保持する必要がなくなったとき | |
| 委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定 | [定めている] | <選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない |
| 規定の内容 | <ul style="list-style-type: none"> ・目的外利用の禁止 ・複写及び複製の禁止 ・特定個人情報の提供先の限定 ・情報漏洩を防ぐための保管管理に責任を負う ・情報が不要となったとき又は要請があったときに情報の返還又は消去などの必要な措置を講じる ・個人情報の取扱いについて報告をする ・必要に応じて、本市職員が委託先の調査・監査を行うことができる ・再委託の原則禁止。再委託を行う場合は、事前に申請し、承認を受けることを契約書に明記する ・特定個人情報が記載または記録された紙、電子記録媒体の保管場所の指定 | |
| 再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの確保 | [十分に行っている] | <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない 4) 再委託していない |
| 具体的な方法 | <ul style="list-style-type: none"> ・委託先は、委託元と締結した契約と同等以上の秘密保持契約を再委託先と締結させ、その内容を確認する。 ・委託先は、委託元と締結した契約のほか、本市の条例や規則、関係法令等を遵守させることを義務付ける。 | |
| その他の措置の内容 | — | |
| リスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置 | | |
| — | | |

5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。） [] 提供・移転しない

| | |
|---|--|
| リスク1： 不正な提供・移転が行われるリスク | |
| 特定個人情報の提供・移転の記録 | [記録を残している] <選択肢> 1) 記録を残している 2) 記録を残していない |
| 具体的な方法 | 提供・移転された情報(提供日時等)については、システム上記録し、一定期間保存する。 |
| 特定個人情報の提供・移転に関するルール | [定めている] <選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない |
| ルール内容及びルール遵守の確認方法 | 番号法及び条例の規定に基づき、厳格な運用を行う。また、年に一度、個人情報保護の理解度チェックを行い、法令等の理解状況を確認する。 |
| その他の措置の内容 | 「個人番号利用事務関連システムに係るデバイス制御等システム取扱要綱」に基づき、電子記録媒体を個人番号利用事務関連システムの端末に接続することをシステム側で禁止している。 |
| リスクへの対策は十分か | [特に力を入れている] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| リスク2： 不適切な方法で提供・移転が行われるリスク | |
| リスクに対する措置の内容 | 特定の権限者しか提供・移転はできないよう権限を管理している。 また、庁内連携システムは、番号法及び条例上認められる情報のみ移転を行うよう制御されている。 |
| リスクへの対策は十分か | [十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| リスク3： 誤った情報を提供・移転してしまうリスク、誤った相手に提供・移転してしまうリスク | |
| リスクに対する措置の内容 | 番号法及び条例に基づき認められる情報のみ提供・移転できるよう、システムで制御されている。 |
| リスクへの対策は十分か | [十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置 | |
| | |

| 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [] 接続しない(入手) [] 接続しない(提供) | |
|---|---|
| リスク1: 目的外の入手が行われるリスク | |
| リスクに対する措置の内容 | <p><団体内統合宛名システムにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・個人住民税システムからの接続には認証を必須とし、個人番号利用事務システム以外のアクセスはできない対策を実施している。 ・IDとパスワードによる認証を行い、そのユーザーが利用可能な機能を制限することで、個人番号利用事務実施者以外はアクセスできないよう対策を実施している。 <p><中間サーバー・ソフトウェアにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・情報照会機能(※1)により、情報提供ネットワークシステムに情報照会を行う際には、情報提供許可証の発行と照会内容の照会許可照会リスト(※2)との照会を情報提供ネットワークシステムに求め、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証を受領してから情報照会を実施することになる。つまり、番号法上認められた情報連携以外の照会を拒否する機能を備えており、目的外提供やセキュリティリスクに対応している。 ・中間サーバーの職員認証・権限管理機能(※3)では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 (※1) 情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の照会及び照会した情報の受領を行う機能。 (※2) 番号法別表第2及び第19条第14号に基づき、事務手続きごとに情報照会者、情報提供者、照会・提供可能な特定個人情報をリスト化したもの。 (※3) 中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報へのアクセス制御を行う機能。 <p><個人住民税に関する事務の運用における措置></p> <p>個人番号利用事務以外では、情報照会してはいけないこと、また、操作内容は全て記録されている旨、周知を徹底している。</p> |
| リスクへの対策は十分か | [十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| リスク2: 安全が保たれない方法によって入手が行われるリスク | |
| リスクに対する措置の内容 | <p><団体内統合宛名システムにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・情報提供の依頼先及び入手先が中間サーバーであることを確認している。 ・通信セキュリティとして、暗号化を実施している。 <p><中間サーバー・ソフトウェアにおける措置></p> <p>中間サーバーは、個人情報保護委員会との協議を経て、総務大臣が設置・管理する情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の入手のみ実施できるように設計されるため、安全性が担保されている。</p> <p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、安全性を確保している。 ・中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。 |
| リスクへの対策は十分か | [十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| リスク3: 入手した特定個人情報が不正確であるリスク | |
| リスクに対する措置の内容 | <p><団体内統合宛名システムにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・情報提供の依頼先及び入手先が中間サーバーであることを確認している。 <p><中間サーバー・ソフトウェアにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・中間サーバーは、個人情報保護委員会との協議を経て、総務大臣が設置・管理する情報提供ネットワークシステムを使用して、情報提供用個人識別符号により紐付けられた照会対象者に係る特定個人情報を入手するため、正確な照会対象者に係る特定個人情報を入手することが担保されている。 |
| リスクへの対策は十分か | [十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |

リスク4: 入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスク

| | |
|---------------------|---|
| <p>リスクに対する措置の内容</p> | <p><団体内統合宛名システムにおける措置> 通信セキュリティとして暗号化を実施している。</p> <p><中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> ・中間サーバーは、情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の入手のみを実施するため、漏えい・紛失のリスクに対応している(※) ・既存システムからの接続に対し認証を行い、許可されていないシステムからのアクセスを防止する仕組みを設けている。 ・情報照会が完了又は中断した情報照会結果については、一定期間経過後に当該結果を情報照会機能において自動で削除することにより、特定個人情報が漏えい・紛失するリスクを軽減している。 ・中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 (※)中間サーバーは、情報提供ネットワークシステムを使用して特定個人情報を送信する際、送信する特定個人情報の暗号化を行っており、照会者の中間サーバーでしか復号できない仕組みになっている。そのため、情報提供ネットワークシステムでは復号されないものとなっている。</p> <p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ・中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、漏えい・紛失のリスクに対応している。 ・中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで漏えい・紛失のリスクに対応している。 ・中間サーバー・プラットフォーム事業者の業務は、中間サーバー・プラットフォームの運用、監視・障害対応等であり、業務上、特定個人情報へはアクセスすることはできない。</p> |
| <p>リスクへの対策は十分か</p> | <p>[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p> |

リスク5: 不正な提供が行われるリスク

| | |
|---------------------|---|
| <p>リスクに対する措置の内容</p> | <p><団体内統合宛名システムにおける措置> ・個人住民税システムからの接続には認証を必須とし、個人番号利用事務システム以外のアクセスはできない対策を実施している。 ・IDとパスワードによる認証を行い、そのユーザーが利用可能な機能を制限することで、個人番号利用事務実施者以外はアクセスできないよう対策を実施している。</p> <p><中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> ・情報提供機能(※)により、情報提供ネットワークシステムにおける照会許可照合リストを情報提供ネットワークシステムから入手し、中間サーバーにも格納して、情報提供機能により、照会許可照合リストに基づき情報連携が認められた特定個人情報の提供の要求であるかチェックを実施している。 ・情報提供機能により、情報提供ネットワークシステムに情報提供を行う際には、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証と情報照会者へたどり着くための経路情報を受領し、照会内容に対応した情報を自動で生成して送付することで、特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。 ・特に慎重な対応が求められる情報については自動応答を行わないように自動応答不可フラグを設定し、特定個人情報の提供を行う際に、送信内容を改めて確認し、提供を行うことで、特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。 ・中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 (※)情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の提供の要求の受領及び情報提供を行う機能。</p> |
| <p>リスクへの対策は十分か</p> | <p>[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p> |

| | |
|---|--|
| リスク6: 不適切な方法で提供されるリスク | |
| リスクに対する措置の内容 | <p><団体内統合宛名システムにおける措置> ・通信セキュリティとして暗号化を実施している。 ・団体内統合宛名システムを中間サーバーに接続許可対象システムとして登録することで、中間サーバーへの提供元を団体内統合宛名システムに限定している。</p> <p><中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> ・セキュリティ管理機能(※)により、情報提供ネットワークシステムに送信する情報は、情報照会者から受領した暗号化鍵で暗号化を適切に実施した上で提供を行う仕組みになっている。 ・中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 (※)暗号化・復号機能と、鍵情報及び照会許可照会リストを管理する機能。</p> <p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ・中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、不適切な方法で提供されるリスクに対応している。 ・中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで漏えい・紛失のリスクに対応している。 ・中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者においては、特定個人情報に係る業務にはアクセスができないよう管理を行い、不適切な方法での情報提供を行えないよう管理している。</p> |
| リスクへの対策は十分か | [十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| リスク7: 誤った情報を提供してしまうリスク、誤った相手に提供してしまうリスク | |
| リスクに対する措置の内容 | <p><団体内統合宛名システムにおける措置> 情報提供先が中間サーバーであることを確認のうえ、情報提供している。</p> <p><中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> ・情報提供機能により、情報提供ネットワークシステムに情報提供を行う際には、情報提供許可証と情報照会者への経路情報を受領した上で、情報照会内容に対応した情報提供をすることで、誤った相手に特定個人情報が提供されるリスクに対応している。 ・情報提供データベース管理機能(※)により、「情報提供データベースへのインポートデータ」の形式チェックと、接続端末の画面表示等により情報提供データベースの内容を確認できる手段を準備することで、誤った特定個人情報を提供してしまうリスクに対応している。 ・情報提供データベース管理機能では、情報提供データベースの副本データを既存業務システムの原本と照合するためのエクスポートデータを出力する機能を有している。 (※)特定個人情報を副本として保存・管理する機能。</p> |
| リスクへの対策は十分か | [十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置 | |
| <p><中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> ・中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 ・情報連携においてのみ、情報提供用個人識別符号を用いることがシステム上担保されており、不正な名寄せが行われるリスクに対応している。</p> <p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ・中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、安全性を確保している。 ・中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。 ・中間サーバー・プラットフォームでは、特定個人情報を管理するデータベースを地方公共団体ごとに区分管理(アクセス制御)しており、中間サーバー・プラットフォームを利用する団体であっても他団体が管理する情報には一切アクセスできない。 ・特定個人情報の管理を地方公共団体のみが行うことで、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者における情報漏えい等のリスクを極小化する。</p> | |

| 7. 特定個人情報の保管・消去 | | |
|--|------------------|---|
| リスク1: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク | | |
| ①NISC政府機関統一基準群 | [政府機関ではない] | <選択肢> 1) 特に力を入れて遵守している 2) 十分に遵守している 3) 十分に遵守していない 4) 政府機関ではない |
| ②安全管理体制 | [十分に整備している] | <選択肢> 1) 特に力を入れて整備している 2) 十分に整備している 3) 十分に整備していない |
| ③安全管理規程 | [十分に整備している] | <選択肢> 1) 特に力を入れて整備している 2) 十分に整備している 3) 十分に整備していない |
| ④安全管理体制・規程の職員への周知 | [十分に周知している] | <選択肢> 1) 特に力を入れて周知している 2) 十分に周知している 3) 十分に周知していない |
| ⑤物理的対策 | [特に力を入れて行っている] | <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない |
| | 具体的な対策の内容 | <p><鹿児島市における措置> ・記録媒体及び帳票等の持ち出し可能な媒体等は、サーバ室内の施錠できる専用の部屋で保管している。 ・サーバ室へ施錠されていない出入り口からの入退室については、専用の磁気カードにより入退室の管理を行うとともに、監視カメラを設置している。 ・職員等がサーバ室内へ入退室する際、データの漏洩防止のために、電子記録媒体等の不要な機器の持ち込みがないかを確認する。 ・作業のためにサーバ室内へ電子記録媒体等を持ち込む場合は場合は、事前に情報システム管理者に申請書を提出し、承認を得ることとしている。 ・サーバラックは常時施錠している。</p> <p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置> 中間サーバー・プラットフォームをデータセンターに構築し、設置場所への入退室者管理、有人監視及び施錠管理をすることとしている。また、設置場所はデータセンター内の専用の領域とし、他テナントとの混在によるリスクを回避する。</p> |
| ⑥技術的対策 | [十分に行っている] | <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない |
| | 具体的な対策の内容 | <p><鹿児島市における措置> 【不正プログラム対策】 コンピュータウイルス監視ソフトを使用し、サーバー・端末双方でウイルスチェックを実施する。また、新種の不正プログラムに対応するために、ウイルスパターンファイルは定期的に更新し、可能な限り最新のものを使用する。 サーバーで一括管理しており、万が一システムがウイルスに感染した場合は、警報機が作動し、迅速な対応が可能となっている。その際の対応手順については、緊急時対応計画に基づき行う。 【不正アクセス対策】 Active Directoryによる端末制御を実施し、右クリック禁止や、USBフラッシュメモリ、CD等の電子記録媒体への書き込みができないよう制御している。</p> <p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ・中間サーバー・プラットフォームではUTM(コンピュータウイルスやハッキングなどの脅威からネットワークを効率的かつ包括的に保護する装置)等を導入し、アクセス制限、侵入検知及び侵入防止を行うとともに、ログの解析を行う。 ・中間サーバー・プラットフォームでは、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。 ・導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。</p> |
| ⑦バックアップ | [十分に行っている] | <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない |
| ⑧事故発生時手順の策定・周知 | [十分に行っている] | <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない |
| ⑨過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか | [発生なし] | <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし |
| | その内容 | — |
| | 再発防止策の内容 | — |
| ⑩死者の個人番号 | [保管している] | <選択肢> 1) 保管している 2) 保管していない |
| | 具体的な保管方法 | 死者の個人番号と、現存する者の個人番号を分けて管理しないため、現存する者と同様の管理を行う。 |
| | その他の措置の内容 | サーバ等へのアクセスはIDとパスワードによる認証が必要としている。 |
| リスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |

| リスク2: 特定個人情報が古い情報のまま保管され続けるリスク | |
|--------------------------------------|---|
| リスクに対する措置の内容 | <ul style="list-style-type: none"> ・国税関係情報、地方税関係情報、障害者福祉関係情報、生活保護・社会福祉関係情報、年金関係情報については毎年データを入手し利用する。 ・申告された本人や扶養親族情報についても市内または他市町村から4情報等を入手し、正確な情報把握に努める。 |
| リスクへの対策は十分か | [十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| リスク3: 特定個人情報が消去されずいつまでも存在するリスク | |
| 消去手順 | [定めている] <選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない |
| 手順の内容 | <ul style="list-style-type: none"> ・紙媒体については、規程に基づき、裁断又は焼却等の復元できない方法により消去している。 ・システムでの自動削除は行っておらず、必要に応じて削除操作を実施する必要がある。 |
| その他の措置の内容 | — |
| リスクへの対策は十分か | [十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置 | |
| — | |

IV その他のリスク対策 ※

| 1. 監査 | | |
|--|---|--|
| ①自己点検 | [十分に行っている] | <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない |
| 具体的なチェック方法 | <p><鹿児島市における措置> 年に1回担当部署内において、評価書の記載事項の通り運用がなされているか自己点検を実施する。</p> <p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置> 運用規則等に基づき、中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、定期的に自己点検を実施することとしている。</p> | |
| ②監査 | [十分に行っている] | <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない |
| 具体的な内容 | <p><鹿児島市における措置> 鹿児島市情報セキュリティポリシーに基づき、監査実施計画を立案し、毎年度、外部監査及び内部監査を実施している。 また、外部監査及び内部監査の際に指摘された事項の改善状況を確認し、PDCAサイクルによる課題又は問題点の把握、改善に努めている。</p> <p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置> 運用規則等に基づき、中間サーバー・プラットフォームについて、定期的に監査を行うこととしている。</p> | |
| 2. 従業者に対する教育・啓発 | | |
| 従業者に対する教育・啓発 | [十分に行っている] | <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない |
| 具体的な方法 | <p><鹿児島市における措置> ・新規採用の職員を対象とする情報セキュリティに関する研修の実施や、情報セキュリティ担当者や情報システム担当者を対象としたeラーニングによる情報セキュリティ研修を行っている。未受講者へは、都度催促し、結果未受講となった場合、同テキストを紙媒体で自習させ、確認テストを受けたうえで、所属長から報告を受けることとしている。また、全職員を対象とし、年に一度、情報セキュリティ対策チェックシートにより、自己点検を行っている。 ・保護責任者を対象とし、年に一度、eラーニングによる課室等における特定個人情報等の適切な管理のために必要な研修を行っている。未受講者へは、都度催促し、結果未受講となった場合、同テキストを紙媒体で自習させ、確認テストを受けたうえで、所属長から報告を受けることとしている。 ・事務取扱担当者を対象とし、年に一度、eラーニングによる情報連携に向けた研修を行っている。未受講者へは、都度催促し、結果未受講となった場合、同テキストを紙媒体で自習させ、確認テストを受けたうえで、所属長から報告を受けることとしている。 また、毎年実施する業務研修において、職員が持ち回りで講師として登壇することにより、各職員のセキュリティ意識の向上を図っている。</p> <p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ・中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、セキュリティ研修等を実施することとしている。 ・中間サーバー・プラットフォームの業務に就く場合は、運用規則等について研修を行うこととしている。</p> | |
| 3. その他のリスク対策 | | |
| <p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置> 中間サーバー・プラットフォームを活用することにより、統一した設備環境による高レベルのセキュリティ管理(入退室管理等)、ITリテラシーの高い運用担当者によるセキュリティリスクの低減、及び技術力の高い運用担当者による均一的で安定したシステム運用・監視を実現する。</p> | | |

V 開示請求、問合せ

| 1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 | |
|--------------------------|--|
| ①請求先 | 郵便番号892-8677 鹿児島市山下町11番1号 鹿児島市役所総務局税務部市民税課 特定個人情報開示請求受付窓口 電話番号099-216-1174 |
| ②請求方法 | 指定様式(下記URLを参照)による書面の提出により開示・訂正・利用停止請求を受け付ける。 (http://www.city.kagoshima.lg.jp/soumu/soumu/soumu/shise/johokokai/kozin-seido.html) |
| 特記事項 | ホームページ上に、請求先、請求方法、諸費用等について掲載する。 |
| ③手数料等 | [無料] <選択肢> 1) 有料 2) 無料 公文書の閲覧・視聴は、無料です。 ただし、紙文書の写しを請求される場合、複写代金をお支払いいただきます。 (手数料額、納付方法: ます。(A3判以下の大きさの場合、1枚につき10円)) 郵送の場合は、郵送料(切手代)を別途ご負担いただきます。 電磁的記録の写しを請求される場合は、別途有料になります。 |
| ④個人情報ファイル簿の公表 | [行っていない] <選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない |
| 個人情報ファイル名 | — |
| 公表場所 | — |
| ⑤法令による特別の手続 | — |
| ⑥個人情報ファイル簿への不記載等 | — |
| 2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ | |
| ①連絡先 | 「1. ①請求先」と同じ |
| ②対応方法 | ・問い合わせの受付時に受付票を起票し、対応について記録を残す。 ・情報漏えい等の重大な事案に関する問い合わせについて、関係先等に事実確認を行うための標準的な処理期間を設ける。 |

VI 評価実施手続

| 1. 基礎項目評価 | |
|--------------------------|--|
| ①実施日 | 令和1年10月1日 |
| ②しきい値判断結果 | [基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる] <選択肢> 1) 基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる 2) 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる(任意に全項目評価を実施) 3) 基礎項目評価の実施が義務付けられる(任意に全項目評価を実施) 4) 特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない(任意に全項目評価を実施) |
| 2. 国民・住民等からの意見の聴取 | |
| ①方法 | 鹿児島市の市民参画を推進する条例に基づく、パブリックコメント手続(市の施策を行うに当たり、実施機関がその趣旨、内容その他必要な事項を公表し、書面等により広く住民等の意見等を求める方法)により行う。 |
| ②実施日・期間 | 令和1年12月23日～令和2年1月27日(36日間) |
| ③期間を短縮する特段の理由 | — |
| ④主な意見の内容 | 1. 特定個人情報についてのリスク対策は定められているが、職員や委託先等による漏えいや紛失に対し、行政側の罰則規定を表記する必要はないですか。 2. マイナンバー制度は外国人も該当するので、英語等で知らしめる必要がある。 |
| ⑤評価書への反映 | なし。 |
| 3. 第三者点検 | |
| ①実施日 | 意見聴取後に記載 |
| ②方法 | 鹿児島市個人情報保護審議会による第三者点検 |
| ③結果 | 第三者点検実施後に記載 |
| 4. 個人情報保護委員会の承認【行政機関等のみ】 | |
| ①提出日 | |
| ②個人情報保護委員会による審査 | |

(別添3)変更箇所

| 変更日 | 項目 | 変更前の記載 | 変更後の記載 | 提出時期 | 提出時期に係る説明 |
|------------|--|---|--|------|---|
| 平成28年4月1日 | 公表日 | 平成27年4月7日 | 平成28年4月1日 | 事後 | その他の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられない。 |
| 平成28年4月1日 | I 基本情報 7.評価実施機関における担当部署 ②所属長 | 市民税課長 西 俊一郎 | 市民税課長 上四元 剛 | 事後 | その他の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられない。 |
| 平成28年4月1日 | II 特定個人情報ファイルの概要 2.基本情報 ⑤保有開始日 | 平成27年10月(予定) | 平成27年10月5日 | 事後 | その他の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられない。 |
| 平成28年4月1日 | II 特定個人情報ファイルの概要 5.特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 移転先1(別紙2) 移転先一覧 ①法令上の根拠 | 番号法別表第1の○項に関する利用のため、番号法第9条第2項に基づく条例を定める予定 ※○には、移転先における用途に応じて、7、8、10、12、15、16、19、30、31、34、35、37、43、44、45、46、47、49、56、59、62、63、68、76、84、94の各項を記載 | 鹿児島市個人番号の利用に関する条例(平成27年9月30日条例第55号)第3条(個人番号の利用範囲) | 事後 | 番号法改正により、情報提供の対象となる事務の修正を行ったものであり、重要な変更には当たらない。 |
| 平成28年9月19日 | 公表日 | 平成28年4月1日 | 平成28年9月15日 | 事後 | その他の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられない。 |
| 平成28年9月8日 | I 基本情報 5.個人番号の利用 | 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号)(以下、「番号法」という。) | ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号)(以下、「番号法」という。)第9条第1項(利用範囲)別表第1の16項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第1の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年9月10日内閣府・総務省令第5号)第16条 | 事後 | 番号法改正により、情報提供の対象となる事務の修正を行ったものであり、重要な変更には当たらない。 |

| 変更日 | 項目 | 変更前の記載 | 変更後の記載 | 提出時期 | 提出時期に係る説明 |
|-----------|--|---|---|------|---|
| 平成28年9月8日 | I 基本情報 6.情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠 | 番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第2 (別表第2における情報提供の根拠):第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「地方税関係情報」が含まれる項(1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、23、26、27、28、29、31、34、35、37、39、40、42、48、54、57、58、59、61、62、63、64、65、66、67、70、71、74、80、84、87、91、92、94、97、101、102、103、106、107、108、113、114、115、116、117、120項) (別表第2における情報照会の根拠):第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「地方税法」が含まれる項(27項) | (情報提供の根拠) ・番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第2 (別表第2における情報提供の根拠):第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「地方税関係情報」が含まれる項(1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、23、26、27、28、29、31、34、35、37、39、40、42、48、54、57、58、59、61、62、63、64、65、66、67、70、71、74、80、84、87、91、92、94、97、101、102、103、106、107、108、113、114、115、116、117、120項) (別表第2における情報照会の根拠):第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「地方税法」が含まれる項(27項) ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年12月12日内閣府・総務省令第7号) 第1条,第2条,第3条,第4条,第6条,第7条,第10条,第12条,第13条,第19条,第20条,第21条,第22条,第23条,第25条,第28条,第31条,第34条,第35条,第36条,第37条,第38条,第40条,第43条,第44条,第47条,第49条,第50条,第51条,第54条,第55条,第58条,第59条 (情報照会の根拠) 第20条 | 事後 | 番号法改正により、情報提供の対象となる事務の修正を行ったものであり、重要な変更には当たらない。 |
| 平成29年4月1日 | 公表日 | 平成28年9月15日 | 平成29年4月1日 | 事後 | その他の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられない。 |
| 平成30年4月1日 | 公表日 | 平成29年4月1日 | 平成30年4月1日 | 事後 | その他の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられない。 |
| 平成30年4月1日 | I 基本情報 7.評価実施機関における担当部署 ②所属長 | 市民税課長 上四元 剛 | 市民税課長 谷口 克弘 | 事後 | その他の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられない。 |
| 平成31年4月1日 | 公表日 | 平成30年4月1日 | 平成31年4月26日 | 事後 | その他の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられない。 |

| 変更日 | 項目 | 変更前の記載 | 変更後の記載 | 提出時期 | 提出時期に係る説明 |
|-----------|--|---|---|------|---|
| 平成31年4月1日 | I 基本情報 6.情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠 | (情報提供の根拠) ・番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第2 (別表第2における情報提供の根拠):第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「地方税関係情報」が含まれる項(1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、23、26、27、28、29、31、34、35、37、39、40、42、48、54、57、58、59、61、62、63、64、65、66、67、70、71、74、80、84、87、91、92、94、97、101、102、103、106、107、108、113、114、115、116、117、120項) (別表第2における情報照会の根拠):第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「地方税法」が含まれる項(27項) ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年12月12日内閣府・総務省令第7号) 第1条、第2条、第3条、第4条、第6条、第7条、第10条、第12条、第13条、第19条、第20条、第21条、第22条、第23条、第25条、第28条、第31条、第34条、第35条、第36条、第37条、第38条、第40条、第43条、第44条、第47条、第49条、第50条、第51条、第54条、第55条、第58条、第59条 (情報照会の根拠) 第20条 | (情報提供の根拠) ・番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第2 (別表第2における情報提供の根拠):第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「地方税関係情報」が含まれる項(1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、23、26、27、28、29、31、34、35、37、38、39、40、42、48、54、57、58、59、61、62、63、64、65、66、67、70、71、74、80、84、85の2、87、91、92、94、97、101、102、103、106、107、108、113、114、115、116、119項) (別表第2における情報照会の根拠):第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「地方税法」が含まれる項(27項) ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年12月12日内閣府・総務省令第7号) 第1条、第2条、第3条、第4条、第6条、第7条、第8条、第10条、第12条、第13条、第19条、第20条、第21条、第22条、第22条の3、第22条の4、第23条第24条、第24条の2、第24条の3、第25条、第26条の3、第28条、第31条、第31条の2、第31条の3、第32条、第33条、第34条、第35条、第36条、第37条、第38条、第39条、第40条、第43条、第43条の3、第43条の4、第44条、第44条の2、第45条、第47条、第49条、第49条の2、第50条、第51条、第53条、第54条、第55条、第58条、第59条、第59条の2、第59条の3 (情報照会の根拠) 第20条 | 事後 | 番号法改正により、情報提供の対象となる事務の修正を行ったものであり、重要な変更には当たらない。 |
| | 公表日 | 平成31年4月26日 | 令和2年4月7日 | 事後 | その他の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられない。 |
| | I 基本情報 1.特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の内容 | 1. 申告受付 前年の所得情報等の基となる課税資料(給与支払報告書、公的年金支払報告書、市県民税申告書、確定申告書、その他資料)を受付(受領)し、特定の個人と資料の結びつけを行う。 | 1. 申告受付 前年の所得情報等の基となる課税資料(給与支払報告書、公的年金等支払報告書、市民税・県民税申告書、確定申告書、その他資料)を受付(受領)し、特定の個人と資料の結びつけを行う。 | 事後 | 文言の修正を行ったものであり、重要な変更には当たらない。 |

| 変更日 | 項目 | 変更前の記載 | 変更後の記載 | 提出時期 | 提出時期に係る説明 |
|-----|--|---|---|------|---------------------------------|
| | I 基本情報 2.特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム3 ②システムの機能 | 3. 統合運用基盤 共通基盤や各システムのネットワークやサーバ本体、ストレージ等の監視、管理を行うほか、各システムのジョブの実行結果の管理などを行う。 | 3. 統合運用基盤 監視対象となる共通基盤や各システムのネットワークやサーバ本体、ストレージ等のシステム監視、リソース管理を行うほか、各システムのジョブの実行結果の管理などを行う。 | 事後 | その他の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられない。 |
| | I 基本情報 2.特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム4 ②システムの機能 | 4. 本人確認情報検索 統合端末において入力された情報(氏名、住所、性別、生年月日)の組合せをキーとした本人確認情報の検索を行い、検索条件に該当する本人確認情報の一覧を画面上に表示する。 | 4. 本人確認情報検索 統合端末において入力された住民票コード、個人番号又は4情報(氏名、住所、性別、生年月日)の組合せをキーに本人確認情報の検索を行い、検索条件に該当本人確認情報の一覧を画面上に表示する。 | 事後 | その他の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられない。 |
| | I 基本情報 4.特定個人情報ファイルを取り扱う理由 ①事務実施上の必要性 | 個人住民税課税ファイルを下記目的のため、特定個人情報ファイルを取り扱う必要がある。 1. 収集した課税資料と特定の個人との紐付けを管理する。 2. 公正・公平に所得控除額を算定するため、障害者の資格・等級に関する情報を把握する。 3. 個人住民税の非課税判定のため、生活保護の資格・種類に関する情報を把握する。 4. 年金特徴対象者の判定や年金特徴の天引き判定のため、年金特徴対象者等に関する情報を把握する。 5. 個人住民税の課税計算に必要な所得や控除の情報を把握する。 | 1. 収集した課税資料と特定の個人との紐付けを管理するため。 2. 障害者の資格・等級に関する情報を把握し、公正・公平に所得控除額を算定するため。 3. 生活保護の資格・種類に関する情報を把握し、個人住民税の非課税判定をするため。 4. 年金特徴対象者等に関する情報を把握し、年金特徴対象者の判定や年金特徴の天引き判定をするため。 5. 個人住民税の課税計算に必要な所得や控除の情報を把握するため。 | 事後 | その他の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられない。 |

| 変更日 | 項目 | 変更前の記載 | 変更後の記載 | 提出時期 | 提出時期に係る説明 |
|-----|--|--|--|------|---|
| | I 基本情報 6.情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠 | (情報提供の根拠) ・番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第2 (別表第2における情報提供の根拠):第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「地方税関係情報」が含まれる項(1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、23、26、27、28、29、31、34、35、37、38、39、40、42、48、54、57、58、59、61、62、63、64、65、66、67、70、71、74、80、84、85の2、87、91、92、94、97、101、102、103、106、107、108、113、114、115、116、119項) (別表第2における情報照会の根拠):第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「地方税法」が含まれる項(27項) ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年12月12日内閣府・総務省令第7号) 第1条、第2条、第3条、第4条、第6条、第7条、第8条、第10条、第12条、第13条、第19条、第20条、第21条、第22条、第22条の3、第22条の4、第23条第24条、第24条の2、第24条の3、第25条、第26条の3、第28条、第31条、第31条の2、第31条の3、第32条、第33条、第34条、第35条、第36条、第37条、第38条、第39条、第40条、第43条、第43条の3、第43条の4第44条、第44条の2、第45条、第47条、第49条、第49条の2、第50条、第51条、第53条、第54条、第55条、第58条、第59条、第59条の2、第59条の3 (情報照会の根拠) 第20条 | (情報提供の根拠) ・番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第2 (別表第2における情報提供の根拠):第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「地方税関係情報」が含まれる項(1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、20、23、26、27、28、29、31、34、35、37、38、39、40、42、48、53、54、57、58、59、61、62、63、64、65、66、67、70、71、74、80、84、85の2、87、91、92、94、97、101、102、103、106、107、108、113、114、115、116、117、120項) (別表第2における情報照会の根拠):第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「地方税法」が含まれる項(27項) ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年12月12日内閣府・総務省令第7号) 第1条、第2条、第3条、第4条、第6条、第7条、第8条、第10条、第12条、第13条、第14条、第16条、第19条、第20条、第21条、第22条、第22条の3、第22条の4、第23条、第24条、第24条の2、第24条の3、第25条、第26条の3、第27条、第28条、第31条、第31条の2、第31条の3、第32条、第33条、第34条、第35条、第36条、第37条、第38条、第39条、第40条、第43条、第43条の3、第43条の4、第44条、第44条の2、第45条、第47条、第49条、第49条の2、第50条、第51条、第53条、第54条、第55条、第58条、第59条、第59条の2、第59条の2の2、第59条の3 (情報照会の根拠) 第20条 | 事後 | 番号法改正により、情報提供の対象となる事務の修正を行ったものであり、重要な変更には当たらない。 |
| | I 基本情報 (別添1)事務の内容 | 図内の「市県民税申告書」 | 「市民税・県民税申告書」 | 事後 | その他の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられない。 |
| | II 特定個人情報ファイルの概要 3.特定個人情報の入手・使用 ①入手元 | [○]評価実施期間内の他部署(本庁市民課、介護保険課、高齢者福祉課、国民健康保険課、保護課) | [○]評価実施期間内の他部署(本庁市民課、介護保険課、長寿支援課、国民健康保険課、保護課) | 事後 | 入手元の名称変更に伴う変更のため、重要な変更には当たらない。 |

| 変更日 | 項目 | 変更前の記載 | 変更後の記載 | 提出時期 | 提出時期に係る説明 |
|-----|--|---|--|------|---------------------------------|
| | II 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ③ 入手の時期・頻度 | 1. 下記情報については、年1回(1月～4月頃) ※国税庁からは1月～4月頃に随時提供を受ける ・給与支払報告書 ・公的年金支払報告書 ・市県民税申告書 ・確定申告書 2. 課税資料に修正があるものについては、随時 3. 障害者情報は、1月頃(年1回) 4. 生活保護情報は、1月頃と4月頃(年2回) 5. 年金特別徴収に関する情報については、年複数回 | 1. 下記情報については、年1回(1月～4月頃) ※国税庁からは1月～4月頃に随時提供を受ける ・給与支払報告書 ・公的年金等支払報告書 ・市民税・県民税申告書 ・確定申告書 ・申告特例通知書 ・課税権通知書 2. 課税資料に修正があるものについては、随時 3. 障害者情報は、1月頃(年1回) 4. 生活保護情報は、1月頃と4月頃(年2回) 5. 年金特別徴収に関する情報については、年複数回 | 事後 | その他の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられない。 |
| | II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項1 ⑦ 再委託の有無 ⑧ 再委託の許諾方法 ⑨ 再委託事項 | ⑦ 再委託しない ⑧ (空欄) ⑨ (空欄) | ⑦ 再委託する ⑧ 原則として再委託は行わないこととするが、再委託を行う場合は、委託先より事前に書面による再委託申請を受け付け、委託先と再委託先が秘密保持に関する契約を締結していること等、再委託先において、委託元自らが果たすべき安全管理措置と同等の措置が講じられていることを確認し、内部における決裁を経た後に承認することとする。 ⑨ パンチ業務の一部 | 事前 | 重要な変更により事前に提出をするもの |
| | II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項2 ④ 委託先への特定個人情報ファイルの提供方法 | [○]専用線 []その他() | []専用線 [○]その他(庁内に設置してあるシステムの端末を直接使用) | 事後 | その他の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられない。 |

| 変更日 | 項目 | 変更前の記載 | 変更後の記載 | 提出時期 | 提出時期に係る説明 |
|-----|---|--|--|------|---------------------------------|
| | II 特定個人情報ファイルの概要 4.特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項3 ④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法 | <input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> その他() | <input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> その他(庁内に設置してあるシステムの端末を直接使用) | 事後 | その他の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられない。 |
| | II 特定個人情報ファイルの概要 4.特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項5 ④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法 | <input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> その他() | <input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> その他(庁内に設置してあるシステムの端末を直接使用) | 事後 | その他の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられない。 |
| | II 特定個人情報ファイルの概要 4.特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項5 ⑧再委託の許諾方法 | 委託元と締結した契約と同等以上の秘密保持契約を再委託先と締結させ、その内容を確認する。また、委託先は、委託元と締結した契約のほか、本市の条例や規則、関係法令等を遵守させること等を義務付けたうえ承認を行う。 | 原則として再委託は行わないこととするが、再委託を行う場合は、委託先より事前に書面による再委託申請を受け付け、委託先と再委託先が秘密保持に関する契約を締結していること等、再委託先において、委託元自らが果たすべき安全管理措置と同等の措置が講じられていることを確認し、内部における決裁を経た後に承認することとする。 | 事後 | その他の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられない。 |
| | II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供・移転の有無 | <input type="checkbox"/> 提供を行っている(59件) | <input type="checkbox"/> 提供を行っている(63件) | 事後 | その他の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられない。 |
| | II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 移転先1 ②移転先における用途 | 番号法第9条 別表第1の下欄に掲げる用途 | 番号法第9条 別表第1の第2欄に掲げる用途 | 事後 | その他の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられない。 |

| 変更日 | 項目 | 変更前の記載 | 変更後の記載 | 提出時期 | 提出時期に係る説明 |
|-----|--|--|--|------|----------------------------------|
| | Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 6.特定個人情報の保管・消去 ①保管場所 | 入退室管理(※)を行っているサーバールーム… ※ 原則として、… | 入退室管理(※1)及び電子機器等の持込制限(※2)を行っているサーバールーム… ※1 原則として、… ※2 職員等がサーバ室内へ入退室する際、データの漏洩防止のために、電子記録媒体等の不要な機器の持込みがないかを確認する。作業のためにサーバ室内へ電子記録媒体等を持ち込む場合は、事前に情報システム管理者に申請書を提出し、承認を得ることとしている。 | 事後 | リスクを明らかに軽減させる変更であるため重要な変更にあたらない。 |
| | Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 6.特定個人情報の保管・消去 ③消去方法 | サーバー機器等の撤去の際は、データ消去を義務付けている。紙媒体については、保存期間を経過したものについては、裁断処理等を行っている。 | 鹿児島市情報セキュリティポリシーに基づき、情報を記録している電磁的記録媒体を廃棄する際、事前に管理者の承認を得たうえで、情報を復元できない方法によりデータ消去を行い、廃棄する。また、行った処理について、日時、担当者、処理内容を記録する。 鹿児島市特定個人情報取扱要領に基づき、紙媒体については、保存期間を経過したものについては、すみやかに復元不可能な手段(裁断処理等)で廃棄を行い、その記録を保存する。 | 事後 | その他の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられない。 |
| | Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 (別添2) | | 特定個人情報ファイル記録項目の修正 | 事後 | その他の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられない。 |
| | Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 3.特定個人情報の使用 リスク2 アクセス権限の発効・失効の管理 (具体的な管理方法) | 端末装置取扱者登録等要領に基づき、課コード、係コード、IDによりアクセス制限を行っている。 | 端末装置取扱者登録等要領に基づき、管理を行っている。 (1)発効管理 各システムで、課コード、係コード、IDにより使用制限を行っている。 (2)失効管理 課コード、係コードでアクセス権限を管理しているため、異動と同時にアクセスできなくなる。 | 事後 | 文言の修正を行ったものであり、重要な変更にあたらない。 |
| | Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 3.特定個人情報の使用 リスク4 リスクに対する措置の内容 | バックアップ以外にファイルを複製しないよう、職員・委託先に対し指導している。委託先には、契約書内で複製を禁じている。 | バックアップ以外にファイルを複製しないよう、職員・委託先に対し指導している。委託先には、契約書内でファイルの複製を禁じている。(許可した場合を除く。)システムの委託業者が、アクセスログ等の取得状況及びログ内容に異常がないかを確認し、毎月本市に報告している。また、その結果を情報システム管理者へ報告している。 | 事後 | リスクを明らかに軽減させる変更であるため重要な変更にあたらない。 |

| 変更日 | 項目 | 変更前の記載 | 変更後の記載 | 提出時期 | 提出時期に係る説明 |
|-----|--|---|---|------|----------------------------------|
| | Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 5.特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。） リスク1 その他の措置の内容 | 外部媒体への書き込みをシステム側で禁止する。 | 「個人番号利用事務関連システムに係るデバイス制御等システム取扱要綱」に基づき、電子記録媒体を個人番号利用事務関連システムの端末に接続することをシステム側で禁止している。 | 事後 | リスクを明らかに軽減させる変更であるため重要な変更にあたらない。 |
| | Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 5.特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。） リスク1 リスクへの対策は十分か | 十分である | 特に力を入れている | 事後 | Ⅲ-5 リスク1（その他の措置の内容）を修正したことによるもの |
| | Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 7.特定個人情報の保管・消去 リスク1 ⑤物理的対策 | 十分に行っている | 特に力を入れて行っている。 | 事後 | Ⅲ-7 リスク1（⑤物理的対策）に追記したことによるもの |
| | Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 7.特定個人情報の保管・消去 リスク1 ⑤物理的対策 具体的な対策の内容 | － | ・職員等がサーバ室内へ入退室する際、データの漏洩防止のために、電子記録媒体等の不要な機器の持ち込みがないかを確認する。 ・作業のためにサーバ室内へ電子記録媒体等を持ち込む場合は、事前に情報システム管理者に申請書を提出し、承認を得ることとしている。 ・サーバラックは常時施錠している。 | 事後 | リスクを明らかに軽減させる変更であるため重要な変更にあたらない。 |
| | Ⅳその他のリスク対策 2.従業員に対する教育・啓発 具体的な方法 | ・新規採用の職員を対象とする情報セキュリティに関する研修の実施や、情報セキュリティ担当者や情報システム担当者を対象としたeラーニングによる情報セキュリティ研修を行っている。また、全職員を対象とし、年に一度、情報セキュリティ対策チェックシートにより、自己点検を行っている。 | ・新規採用の職員を対象とする情報セキュリティに関する研修の実施や、情報セキュリティ担当者や情報システム担当者を対象としたeラーニングによる情報セキュリティ研修を行っている。未受講者へは、都度催促し、結果未受講となった場合、同テキストを紙媒体で自習させ、確認テストを受けたうえで、所属長から報告を受けることとしている。また、全職員を対象とし、年に一度、情報セキュリティ対策チェックシートにより、自己点検を行っている。 | 事後 | リスクを明らかに軽減させる変更であるため重要な変更にあたらない。 |

| 変更日 | 項目 | 変更前の記載 | 変更後の記載 | 提出時期 | 提出時期に係る説明 |
|-----|---|-----------------------------|--|------|----------------------------------|
| | IVその他のリスク対策 2.従業者に対する教育・啓発 具体的な方法 | — | ・保護責任者を対象とし、年に一度、eラーニングによる課室等における特定個人情報等の適切な管理のために必要な研修を行っている。未受講者へは、都度催促し、結果未受講となった場合、同テキストを紙媒体で自習させ、確認テストを受けたうえで、所属長から報告を受けることとしている。 | 事後 | リスクを明らかに軽減させる変更であるため重要な変更にあたらない。 |
| | IVその他のリスク対策 2.従業者に対する教育・啓発 具体的な方法 | — | ・事務取扱担当者を対象とし、年に一度、eラーニングによる情報連携に向けた研修を行っている。未受講者へは、都度催促し、結果未受講となった場合、同テキストを紙媒体で自習させ、確認テストを受けたうえで、所属長から報告を受けることとしている。 | 事後 | リスクを明らかに軽減させる変更であるため重要な変更にあたらない。 |
| | VI評価実施手続 1.基礎項目評価 ①実施日 | 平成26年10月1日 | 令和1年10月1日 | 事後 | その他の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられない。 |
| | VI評価実施手続 2.国民・住民等からの意見の聴取 ②実施日・期間 | 平成26年12月24日～平成27年2月2日(41日間) | 令和1年12月23日～令和2年1月27日(36日間) | 事後 | その他の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられない。 |

別紙1(特定個人情報の提供)

情報提供ネットワークシステムを使用して情報提供する場合の提供先一覧(番号法別表第2に基づくもの)

| No. | 提供先 | ①法令上の根拠 | ②提供先における用途 |
|-----|--------------------------------------|-------------|---|
| 1 | 厚生労働大臣 | 番号法別表第2の1項 | 健康保険法第5条第2項の規定により厚生労働大臣が行うこととされた健康保険に関する事務であって主務省令で定められた用途 |
| 2 | 全国健康保険協会 | 番号法別表第2の2項 | 健康保険法による保険給付の支給に関する事務であって主務省令で定められた用途 |
| 3 | 健康保険組合 | 番号法別表第2の3項 | 健康保険法による保険給付の支給に関する事務であって主務省令で定められた用途 |
| 4 | 厚生労働大臣 | 番号法別表第2の4項 | 船員保険法第4条第2項の規定により厚生労働大臣が行うこととされた船員保険に関する事務であって主務省令で定められた用途 |
| 5 | 全国健康保険協会 | 番号法別表第2の6項 | 船員保険法による保険給付又は平成19年法律第30号附則第39条の規定によりなお従前の例によるものとされた平成19年法律第30号第4条の規定による改正前の船員保険法による保険給付の支給に関する事務であって主務省令で定められた用途 |
| 6 | 都道府県知事 | 番号法別表第2の8項 | 児童福祉法による養育里親若しくは養子縁組里親の登録、里親の認定又は障害児入所給付費、高額障害児入所給付費若しくは特定入所障害児食費等給付費の支給に関する事務であって主務省令で定められた用途 |
| 7 | 都道府県知事 | 番号法別表第2の9項 | 児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費の支給に関する事務であって主務省令で定められた用途 |
| 8 | 市町村長 | 番号法別表第2の11項 | 児童福祉法による障害児通所給付費、特例障害児通所給付費、高額障害児通所給付費、障害児相談支援給付費若しくは特例障害児相談支援給付費の支給又は障害福祉サービスの提供に関する事務であって主務省令で定められた用途 |
| 9 | 都道府県知事又は市町村長 | 番号法別表第2の16項 | 児童福祉法による負担能力の認定又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定められた用途 |
| 10 | 市町村長 | 番号法別表第2の18項 | 予防接種法による給付の支給又は実費の徴収に関する事務であって主務省令で定められた用途 |
| 11 | 市町村長 | 番号法別表第2の20項 | 身体障害者福祉法による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定められた用途 |
| 12 | 都道府県知事 | 番号法別表第2の23項 | 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による入院措置又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定められた用途 |
| 13 | 都道府県知事等 | 番号法別表第2の26項 | 生活保護法による保護の決定及び実施又は徴収金の徴収に関する事務であって主務省令で定められた用途 |
| 14 | 市町村長 | 番号法別表第2の27項 | 地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務であって主務省令で定められた用途 |
| 15 | 都道府県知事 | 番号法別表第2の28項 | 地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務であって主務省令で定められた用途 |
| 16 | 厚生労働大臣又は共済組合等 | 番号法別表第2の29項 | 地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務であって主務省令で定められた用途 |
| 17 | 公営住宅法第2条第16号に規定する事業主体である都道府県知事又は市町村長 | 番号法別表第2の31項 | 公営住宅法による公営住宅の管理に関する事務であって主務省令で定められた用途 |
| 18 | 日本私立学校振興・共済事業団 | 番号法別表第2の34項 | 私立学校教職員共済法による短期給付又は年金である給付の支給に関する事務であって主務省令で定められた用途 |
| 19 | 厚生労働大臣又は共済組合等 | 番号法別表第2の35項 | 厚生年金保険法による年金である保険給付又は一時金の支給に関する事務であって主務省令で定められた用途 |
| 20 | 文部科学大臣又は都道府県教育委員会 | 番号法別表第2の37項 | 特別支援学校への就学奨励に関する法律による特別支援学校への就学のため必要な経費の支弁に関する事務であって主務省令で定められた用途 |
| 21 | 都道府県教育委員会又は市町村教育委員会 | 番号法別表第2の38項 | 学校保健安全法による医療に要する費用についての援助に関する事務であって主務省令で定めるもの |
| 22 | 国家公務員共済組合 | 番号法別表第2の39項 | 国家公務員共済組合法による短期給付の支給に関する事務であって主務省令で定められた用途 |

| No. | 提供先 | ①法令上の根拠 | ②提供先における用途 |
|-----|--------------------------------------|-------------|---|
| 23 | 国家公務員共済組合連合会 | 番号法別表第2の40項 | 国家公務員共済組合法又は国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法による年金である給付の支給に関する事務であって主務省令で定められた用途 |
| 24 | 市町村長又は国民健康保険組合 | 番号法別表第2の42項 | 国民健康保険法による保険給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定められた用途 |
| 25 | 厚生労働大臣 | 番号法別表第2の48項 | 国民年金法による年金である給付若しくは一時金の支給、保険料の納付に関する処分又は保険料その他徴収金の徴収に関する事務であって主務省令で定められた用途 |
| 26 | 市町村長 | 番号法別表第2の53項 | 知的障害者福祉法による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定められた用途 |
| 27 | 住宅地区改良法第2条第2項に規定する施行者である都道府県知事又は市町村長 | 番号法別表第2の54項 | 住宅地区改良法による改良住宅の管理若しくは家賃若しくは敷金の決定若しくは変更又は収入超過者に対する措置に関する事務であって主務省令で定められた用途 |
| 28 | 都道府県知事等 | 番号法別表第2の57項 | 児童扶養手当法による児童扶養手当の支給に関する事務であって主務省令で定められた用途 |
| 29 | 地方公務員共済組合 | 番号法別表第2の58項 | 地方公務員等共済組合法による短期給付の支給に関する事務であって主務省令で定められた用途 |
| 30 | 地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会 | 番号法別表第2の59項 | 地方公務員等共済組合法又は地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法による年金である給付の支給に関する事務であって主務省令で定められた用途 |
| 31 | 市町村長 | 番号法別表第2の61項 | 老人福祉法による福祉の措置に関する事務であって主務省令で定められた用途 |
| 32 | 市町村長 | 番号法別表第2の62項 | 老人福祉法による費用の徴収に関する事務であって主務省令で定められた用途 |
| 33 | 都道府県知事 | 番号法別表第2の63項 | 母子及び父子並びに寡婦福祉法による償還未済額の免除又は資金の貸付けに関する事務であって主務省令で定められた用途 |
| 34 | 都道府県知事又は市町村長 | 番号法別表第2の64項 | 母子及び父子並びに寡婦福祉法による配偶者のない者で現に児童を扶養しているもの又は寡婦についての便宜の供与に関する事務であって主務省令で定められた用途 |
| 35 | 都道府県知事等 | 番号法別表第2の65項 | 母子及び父子並びに寡婦福祉法による給付金の支給に関する事務であって主務省令で定められた用途 |
| 36 | 厚生労働大臣又は都道府県知事 | 番号法別表第2の66項 | 特別児童扶養手当等の支給に関する法律による特別児童扶養手当の支給に関する事務であって主務省令で定められた用途 |
| 37 | 都道府県知事等 | 番号法別表第2の67項 | 特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当又は昭和60年法律第34号附則第97条第1項の福祉手当の支給に関する事務であって主務省令で定められた用途 |
| 38 | 市町村長 | 番号法別表第2の70項 | 母子保健法による費用の徴収に関する事務であって主務省令で定められた用途 |
| 39 | 厚生労働大臣又は都道府県知事 | 番号法別表第2の71項 | 労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律による職業転換給付金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの |
| 40 | 市町村長(児童手当法第17条第1項の表の下欄に掲げる者を含む。) | 番号法別表第2の74項 | 児童手当法による児童手当又は特例給付の支給に関する事務であって主務省令で定められた用途 |
| 41 | 後期高齢者医療広域連合 | 番号法別表第2の80項 | 高齢者の医療の確保に関する法律による後期高齢者医療給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定められた用途 |
| 42 | 厚生労働大臣 | 番号法別表第2の84項 | 昭和60年法律第34号附則第87条第2項の規定により厚生年金保険の実施者たる政府が支給するものとされた年金である保険給付の支給に関する事務であって主務省令で定められた用途 |

| No. | 提供先 | ①法令上の根拠 | ②提供先における用途 |
|-----|--|---------------|--|
| 43 | 特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律第十八条第二項に規定する賃貸住宅の建設及び管理を行う都道府県知事又は市町村長 | 番号法別表第2の85項の2 | 特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律による賃貸住宅の管理に関する事務であって主務省令で定めるもの |
| 44 | 都道府県知事等 | 番号法別表第2の87項 | 中国残留邦人等支援給付等の支給に関する事務であって主務省令で定められた用途 |
| 45 | 厚生労働大臣 | 番号法別表第2の91項 | 平成8年法律第82号附則第16条第3項の規定により厚生年金保険の実施者たる政府が支給するものとされた年金である給付の支給に関する事務であって主務省令で定められた用途 |
| 46 | 平成8年法律第82号附則第32条第2項に規定する存続組合又は平成8年法律第82号附則第48条第1項に規定する指定基金 | 番号法別表第2の92項 | 平成8年法律第82号による年金である長期給付又は年金である給付の支給に関する事務であって主務省令で定められた用途 |
| 47 | 市町村長 | 番号法別表第2の94項 | 介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定められた用途 |
| 48 | 都道府県知事又は保健所を設置する市の長 | 番号法別表第2の97項 | 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律による費用の負担又は療養費の支給に関する事務であって主務省令で定められた用途 |
| 49 | 厚生労働大臣 | 番号法別表第2の101項 | 厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第16条第3項の規定により厚生年金保険の実施者たる政府が支給するものとされた年金である給付の支給に関する事務であって主務省令で定められた用途 |
| 50 | 農林漁業団体職員共済組合 | 番号法別表第2の102項 | 厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律による年金である給付(同法附則第16条第3項の規定により厚生年金保険の実施者たる政府が支給するものとされた年金である給付を除く。)若しくは一時金の支給又は特例業務負担金の徴収に関する事務であって主務省令で定められた用途 |
| 51 | 独立行政法人農業者年金基金 | 番号法別表第2の103項 | 独立行政法人農業者年金基金法による農業者年金事業の給付の支給若しくは保険料その他徴収金の徴収又は同法附則第6条第1項第1号の規定により独立行政法人農業者年金基金が行うものとされた平成13年法律第39号による改正前の農業者年金基金法若しくは平成2年法律第21号による改正前の農業者年金基金法による給付の支給に関する事務であって主務省令で定められた用途 |
| 52 | 独立行政法人日本学生支援機構 | 番号法別表第2の106項 | 独立行政法人日本学生支援機構法による学資の貸与及び支給に関する事務であって主務省令で定められた用途 |
| 53 | 厚生労働大臣 | 番号法別表第2の107項 | 特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律による特別障害給付金の支給に関する事務であって主務省令で定められた用途 |
| 54 | 都道府県知事又は市町村長 | 番号法別表第2の108項 | 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定められた用途 |
| 55 | 文部科学大臣、都道府県知事又は都道府県教育委員会 | 番号法別表第2の113項 | 高等学校等就学支援金の支給に関する法律による就学支援金の支給に関する事務であって主務省令で定められた用途 |
| 56 | 厚生労働大臣 | 番号法別表第2の114項 | 職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律による職業訓練受講給付金の支給に関する事務であって主務省令で定められた用途 |
| 57 | 平成23年法律第56号附則第23条第1項第3号に規定する存続共済会 | 番号法別表第2の115項 | 平成23年法律第56号による年金である給付の支給に関する事務であって主務省令で定められた用途 |
| 58 | 市町村長 | 番号法別表第2の116項 | 子ども・子育て支援法による子どものための教育・保育給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定められた用途 |
| 59 | 厚生労働大臣 | 番号法別表第2の117項 | 年金生活者支援給付金の支給に関する法律による年金生活者支援給付金の支給に関する事務であって主務省令で定められた用途 |
| 60 | 都道府県知事 | 番号法別表第2の120項 | 難病の患者に対する医療等に関する法律による特定医療費の支給に関する事務であって主務省令で定められた用途 |

別紙2(特定個人情報の移転)

庁内連携システム等を使用して情報移転する場合の移転先一覧(番号法別表第1に基づくもの)

| No. | 移転先 | ①法令上の根拠 | ②移転先における用途 |
|-----|-----------------|---|---|
| 1 | 母子保健課 | 鹿児島市個人番号の利用に関する条例(平成27年9月30日条例第55号)第3条(個人番号の利用範囲) | 児童福祉法(昭和22年法律第164号)による養育里親若しくは養子縁組里親の登録、里親の認定、小児慢性特定疾病医療費、療育の給付、障害児入所給付費、高額障害児入所給付費、特定入所障害児食費等給付費若しくは障害児入所医療費の支給、日常生活上の援助及び生活指導並びに就業の支援の実施、負担能力の認定又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定められた用途 |
| 2 | 保育幼稚園課 | 鹿児島市個人番号の利用に関する条例(平成27年9月30日条例第55号)第3条(個人番号の利用範囲) | 児童福祉法による保育所における保育の実施若しくは措置又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定められた用途 |
| 3 | 障害福祉課 | 鹿児島市個人番号の利用に関する条例(平成27年9月30日条例第55号)第3条(個人番号の利用範囲) | 児童福祉法による障害児通所給付費、特例障害児通所給付費、高額障害児通所給付費、肢体不自由児通所医療費、障害児相談支援給付費若しくは特例障害児相談支援給付費の支給、障害福祉サービスの提供に関する事務であって主務省令で定められた用途 |
| 4 | 保健予防課 | 鹿児島市個人番号の利用に関する条例(平成27年9月30日条例第55号)第3条(個人番号の利用範囲) | 予防接種法(昭和23年法律第68号)による予防接種の実施、給付の支給又は実費の徴収に関する事務であって主務省令で定められた用途 |
| 5 | 障害福祉課 | 鹿児島市個人番号の利用に関する条例(平成27年9月30日条例第55号)第3条(個人番号の利用範囲) | 身体障害者福祉法による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定められた用途 |
| 6 | 保護第1課(保護第2課含む) | 鹿児島市個人番号の利用に関する条例(平成27年9月30日条例第55号)第3条(個人番号の利用範囲) | 生活保護法(昭和25年法律第144号)による保護の決定及び実施、就労自立給付金若しくは進学準備給付金の支給、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務であって主務省令で定められた用途 |
| 7 | 資産税課 | 鹿児島市個人番号の利用に関する条例(平成27年9月30日条例第55号)第3条(個人番号の利用範囲) | 地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収又は地方税に関する調査(犯則事件の調査を含む。)に関する事務であって主務省令で定められた用途 |
| 8 | 納税課(特別滞納整理課を含む) | 鹿児島市個人番号の利用に関する条例(平成27年9月30日条例第55号)第3条(個人番号の利用範囲) | 地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収又は地方税に関する調査(犯則事件の調査を含む。)に関する事務であって主務省令で定められた用途 |
| 9 | 国民健康保険課 | 鹿児島市個人番号の利用に関する条例(平成27年9月30日条例第55号)第3条(個人番号の利用範囲) | 地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収又は地方税に関する調査(犯則事件の調査を含む。)に関する事務であって主務省令で定められた用途 |
| 10 | 住宅課 | 鹿児島市個人番号の利用に関する条例(平成27年9月30日条例第55号)第3条(個人番号の利用範囲) | 公営住宅法による公営住宅(同法第2条第2号に規定する公営住宅をいう。以下同じ。)の管理に関する事務であって主務省令で定められた用途 |
| 11 | 国民健康保険課 | 鹿児島市個人番号の利用に関する条例(平成27年9月30日条例第55号)第3条(個人番号の利用範囲) | 国民健康保険法(昭和33年法律第192号)による保険給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定められた用途 |
| 12 | 国民年金課 | 鹿児島市個人番号の利用に関する条例(平成27年9月30日条例第55号)第3条(個人番号の利用範囲) | 国民年金法(昭和34年法律第141号)による年金である給付若しくは一時金の支給、保険料その他徴収金の徴収、基金の設立の認可又は加入員の資格の取得及び喪失に関する事項の届出に関する事務であって主務省令で定める用途 |
| 13 | 障害福祉課 | 鹿児島市個人番号の利用に関する条例(平成27年9月30日条例第55号)第3条(個人番号の利用範囲) | 知的障害者福祉法(昭和35年法律第37号)による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定められた用途 |

| No. | 移転先 | ①法令上の根拠 | ②移転先における用途 |
|-----|--------|---|--|
| 14 | 住宅課 | 鹿児島市個人番号の利用に関する条例(平成27年9月30日条例第55号)第3条(個人番号の利用範囲) | 住宅地区改良法による改良住宅(同法第2条第6項に規定する改良住宅をいう。以下同じ。)の管理若しくは家賃若しくは敷金の決定若しくは変更又は収入超過者に対する措置に関する事務であって主務省令で定められた用途 |
| 15 | こども福祉課 | 鹿児島市個人番号の利用に関する条例(平成27年9月30日条例第55号)第3条(個人番号の利用範囲) | 児童扶養手当法(昭和36年法律第238号)による児童扶養手当の支給に関する事務であって主務省令で定められた用途 |
| 16 | こども福祉課 | 鹿児島市個人番号の利用に関する条例(平成27年9月30日条例第55号)第3条(個人番号の利用範囲) | 母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和39年法律第129号)による資金の貸付けに関する事務であって主務省令で定められた用途 |
| 17 | こども福祉課 | 鹿児島市個人番号の利用に関する条例(平成27年9月30日条例第55号)第3条(個人番号の利用範囲) | 母子及び父子並びに寡婦福祉法による配偶者のない者で現に児童を扶養しているもの又は寡婦についての便宜の供与に関する事務であって主務省令で定められた用途 |
| 18 | こども福祉課 | 鹿児島市個人番号の利用に関する条例(平成27年9月30日条例第55号)第3条(個人番号の利用範囲) | 母子及び父子並びに寡婦福祉法による給付金の支給に関する事務であって主務省令で定められた用途 |
| 19 | こども福祉課 | 鹿児島市個人番号の利用に関する条例(平成27年9月30日条例第55号)第3条(個人番号の利用範囲) | 特別児童扶養手当等の支給に関する法律(昭和39年法律第134号)による特別児童扶養手当の支給に関する事務であって主務省令で定められた用途 |
| 20 | 障害福祉課 | 鹿児島市個人番号の利用に関する条例(平成27年9月30日条例第55号)第3条(個人番号の利用範囲) | 特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当又は国民年金法等の一部を改正する法律(昭和60年法律第34号。以下「昭和60年法律第34号」という。)附則第97条第1項の福祉手当の支給に関する事務であって主務省令で定められた用途 |
| 21 | 母子保健課 | 鹿児島市個人番号の利用に関する条例(平成27年9月30日条例第55号)第3条(個人番号の利用範囲) | 母子保健法(昭和40年法律第141号)による保健指導、新生児の訪問指導、健康診査、妊娠の届出、母子健康手帳の交付、妊産婦の訪問指導、低体重児の届出、未熟児の訪問指導、養育医療の給付若しくは養育医療に要する費用の支給又は費用の徴収又は母子健康包括支援センターの事業の実施に関する事務であって主務省令で定められた用途 |
| 22 | こども福祉課 | 鹿児島市個人番号の利用に関する条例(平成27年9月30日条例第55号)第3条(個人番号の利用範囲) | 児童手当法による児童手当又は特例給付(同法附則第2条第1項に規定する給付をいう。以下同じ。)の支給に関する事務であって主務省令で定められた用途 |
| 23 | 長寿支援課 | 鹿児島市個人番号の利用に関する条例(平成27年9月30日条例第55号)第3条(個人番号の利用範囲) | 高齢者の医療の確保に関する法律による後期高齢者医療給付の支給、保険料の徴収又は保健事業の実施に関する事務であって主務省令で定める用途 |
| 24 | 地域福祉課 | 鹿児島市個人番号の利用に関する条例(平成27年9月30日条例第55号)第3条(個人番号の利用範囲) | 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)による永住帰国旅費、自立支度金、一時金若しくは一時帰国旅費の支給又は保険料の納付に関する事務であって主務省令で定められた用途 |
| 25 | 地域福祉課 | 鹿児島市個人番号の利用に関する条例(平成27年9月30日条例第55号)第3条(個人番号の利用範囲) | 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付又は配偶者支援金(以下「中国残留邦人等支援給付等」という。)の支給に関する事務であって主務省令で定められた用途 |
| 26 | 介護保険課 | 鹿児島市個人番号の利用に関する条例(平成27年9月30日条例第55号)第3条(個人番号の利用範囲) | 介護保険法(平成9年法律第123号)による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定められた用途 |
| 27 | 保健予防課 | 鹿児島市個人番号の利用に関する条例(平成27年9月30日条例第55号)第3条(個人番号の利用範囲) | 健康増進法(平成14年法律第103号)による健康増進事業の実施に関する事務であって主務省令で定められた用途 |
| 28 | 母子保健課 | 鹿児島市個人番号の利用に関する条例(平成27年9月30日条例第55号)第3条(個人番号の利用範囲) | 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定められた用途 |

| No. | 移転先 | ①法令上の根拠 | ②移転先における用途 |
|-----|--------|---|---|
| 29 | 障害福祉課 | 鹿児島市個人番号の利用に関する条例(平成27年9月30日条例第55号)第3条(個人番号の利用範囲) | 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定められた用途 |
| 30 | 保健予防課 | 鹿児島市個人番号の利用に関する条例(平成27年9月30日条例第55号)第3条(個人番号の利用範囲) | 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定められた用途 |
| 31 | 保育幼稚園課 | 鹿児島市個人番号の利用に関する条例(平成27年9月30日条例第55号)第3条(個人番号の利用範囲) | 子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)による子どものための教育・保育給付若しくは子育てのための施設等利用給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定められた用途 |

用語集

| | 用語 | 用語の意味 |
|-----|-------------------------------------|---|
| □ア行 | アイティー ITリテラシ | IT(情報通信技術)を使いこなす能力のこと。 |
| | アイディー ID | 利用者や機器を識別するための符号のこと。 |
| | アカウント | コンピュータを利用するための固有のIDやその権利のこと。 (ユーザーの識別や個別の情報の管理のために用いられる。) |
| | アクティブ ディレクトリー Active Directory | サーバー(データなどを提供するコンピュータ)機能の一つで、 端末機能を一元管理し、USBフラッシュメモリ(持ち運び可能な 小型の記憶装置)、CD等の電子記録媒体への書き込みができ ないよう制御する機能のこと。 |
| | イー eラーニング | ネットワークを活用した教育や研修のこと。 |
| □カ行 | 鹿児島市個人情報保護審議会 | 個人情報の保護について、実施機関(市長事務部局、教育委 員会、議長など)からの諮問を受けて(意見を求められて)、調 査審議を行い答申する(意見を述べる)、鹿児島市の第三者機 関(当事者から独立した機関)。 |
| | 鹿児島市情報セキュリティポリシー | 鹿児島市の情報セキュリティに関する基本方針。(情報の目的 外使用や漏えい等を防止するための方針等を定めている。) |
| | 個人情報保護委員会 | 個人番号(マイナンバー)その他の特定個人情報の有用性に配 慮しつつ、その適正な取扱いを確保するために必要な措置を講 ずることを任務とする内閣府外局の第三者機関(当事者から独 立した機関)。 |
| | 個人情報保護マネジメントシステム | 企業や自治体などの組織が個人情報を保護するための方針、 体制、計画、実施、監査及び見直しを管理するための仕組みの こと。 |
| □サ行 | シーエス 市町村CS (市町村コミュニケーションサーバー) | 住民基本台帳システム(本市独自のシステム)と住民基本台帳 ネットワークシステム(全国共通の本人確認情報システム)との 情報の授受を行うために各市町村に設置されているコンピュ ータ。 |
| | 情報セキュリティマネジメントシステム | 企業や自治体などの組織が情報セキュリティを管理するための 仕組みのこと。 |
| | 情報提供ネットワークシステム | 行政事務を処理する者が迅速に特定個人情報の授受を行うた めの手段(システム)で、総務省が設置及び管理を行い、様々 な情報連携の仲介役となるシステムのこと。 |
| | ジョブ | コンピュータが処理する仕事のこと。 |

□タ行

| 用語 | 用語の意味 |
|---|--|
| シングルサインオン | 一度の利用者認証で複数のコンピュータやソフトウェア、サービスなどを利用できるようにすること。 |
| ストレージ | デジタル情報を記録・保存するハードディスクなどの記憶装置のこと。 |
| セキュリティパッチ | プログラムに脆弱性やセキュリティホールなどが発見された際に、それらの問題を修正するためのプログラムのこと。 |
| 地方公共団体情報システム機構 | 平成26年4月1日に設立され、財団法人地方自治情報センターの権利義務を承継した地方共同法人(地方公共団体が主体となって運営する法人)。 |
| 地方税ポータルシステム <small>エルタックス</small> (eLTAX) | 地方税の申告及び申請・届出の手続きを、インターネットを利用して電子的に行うシステムのこと。 |
| 中間サーバー | 情報提供ネットワークシステムと自治体等が保有している業務システムとの仲介役を担うシステムであり、情報連携の対象となる個人情報の副本(原本の写し)を保存・管理するもの。 |
| 中間サーバー・プラットフォーム | 共同化・集約化を図るため、地方公共団体情報システム機構により整備・運用される中間サーバーの拠点。 |
| データセンター | サーバー(データなどを提供するコンピュータ)を設置するために、高度な安全性等を確保して設計された専用の建物・施設のこと。(サーバーを安定して稼働させるため、無停電電源設備、防火・消火設備、地震対策設備等を備え、IDカード等による入退室管理などでセキュリティが確保されている。) |
| 統合端末 | 一台で、住民基本台帳ネットワークシステムの業務機能と公的個人認証機能(電子証明書などの技術を利用し、他人による「なりすまし」やデータの改ざんを防止する機能)を併せ持つ端末のこと。 |
| 特定個人情報 | 個人番号(マイナンバー)と結びついた個人情報のこと。 |
| 特定個人情報ファイル | 個人番号(マイナンバー)と結びついた個人情報ファイル又は個人情報データベース等のこと。 |
| 特定個人情報の移転 | 同じ機関内の別の事務をする者に対して、特定個人情報を提供すること。 (例:A市役所B課 → A市役所C課) |
| 特定個人情報の提供 | 別の機関に対して、特定個人情報を提供すること。 (例:A市役所B課 → C市役所D課) |

| | 用語 | 用語の意味 |
|-----|-----------------------|--|
| □ハ行 | パターンファイル | ウイルス対策ソフトがウイルスを発見するために使用するデータのこと。 |
| | パッチ | コンピュータで問題のあるプログラムの一部だけを修正すること。 |
| | バッチジョブ | コンピュータで、データを一定量あるいは一定時間ごとに、まとめて一括処理すること。 |
| | ピーディーシーイー PDCAサイクル | 業務プロセスの管理手法の一つで、計画(plan)→実行(do)→評価(check)→改善(action)という4段階の活動を繰り返し行なうことで、継続的にプロセスを改善していく手法のこと。 |
| | ブイピーエヌ VPN | VPNはVirtual Private Networkの略。仮想的なプライベートネットワーク(組織内部での通信のために用いられるコンピュータネットワーク)のことで、暗号化技術を利用して、情報の機密性(正当な権利を持った人だけが使用できる状態)を保持するもの。 |
| □マ行 | ミドルウェア | ソフトウェア(コンピュータを動かす命令を組み合わせたもの)の種類の一つで、オペレーティングシステム(システム全体を管理するソフトウェア)とアプリケーションソフト(特定の目的のために設計されたソフトウェア)の中間に位置し、様々なソフトウェアから共通して利用される機能を提供するもの。 |
| □ヤ行 | 4情報 | 氏名、性別、生年月日、住所のこと。 |
| □ラ行 | リソース | コンピュータで、動作の実行に必要な処理システムの要素や機器。 |
| | ログ | コンピューターの利用状況や通信の記録のこと。 |